

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市副市長事務担任規則の一部改正  
 (人事課) 4
- 亀岡市公印規則の一部改正  
 (人権啓発課) 5
- 亀岡市助産施設及び母子生活支援施設  
 の入所に関する規則の一部改正  
 (子育て支援課) 6
- 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地  
 域型保育事業の保育料に関する条例施  
 行規則等の一部改正 (保育課) 6
- 申請書等の性別記載を求めることの見  
 直しに伴う関係規則の整理に関する規  
 則 (総務課) 8
- 亀岡市国民健康保険条例施行規則の一  
 部改正 (保険医療課) 19
- 亀岡市介護保険条例施行規則の一部改  
 正 (高齢福祉課) 34
- 亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則の  
 一部改正 (商工観光課) 40
- 亀岡市印鑑条例施行規則の一部改正  
 (市民課) 42
- 亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部  
 改正 (建築住宅課) 45
- 亀岡市病院事業の主要職員を定める規  
 則及び亀岡市病院事業における地方公  
 営企業法第39条第2項の規定に基づ  
 き市長が定める職に関する規則の一部  
 改正 (病院総務課) 46

- 亀岡市消防団員等公務災害補償条例第  
 9条の2第1項の規則で定める金額を  
 定める規則の一部改正 (自治防災課) 46

### —— 告 示 ——

- 亀岡市空き家・空き地バンク設置要綱  
 の一部改正 (SDGs創生課) 47
- 亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支  
 援事業補助金交付要綱の一部改正  
 (SDGs創生課) 50
- 指定納付受託者の指定  
 (SDGs創生課) 50
- 収納事務の委託 (SDGs創生課) 51
- 亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付  
 要綱の一部改正 (SDGs創生課) 51
- 指定納付受託者の指定 (情報政策課) 51
- 指定納付受託者の指定 (情報政策課) 51
- 亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員  
 会設置要綱の一部改正 (人権啓発課) 52
- 申請書等の性別記載を求めることの見  
 直しに伴う関係告示の整理に関する告  
 示 (総務課) 53
- 徴収事務の委託 (文化国際課) 65
- ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付  
 要綱の一部改正 (自治防災課) 66
- 徴収事務の委託 (環境政策課) 66
- 令和5年度亀岡市一般廃棄物処理実施  
 計画 (資源循環推進課) 67
- 亀岡市ゼロエミッション計画(亀岡市  
 ごみ処理基本計画) (資源循環推進課) 75

○収納事務の委託 (資源循環推進課) 75	○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 102
○第6次亀岡市生活排水処理基本計画 (資源循環推進課) 79	○亀岡市まなびの機会サポート事業補助金交付要綱 (学校教育課) 103
○固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全ての登録 (税務課) 79	○公示送達 (税務課) 105
○亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱の一部改正 (保険医療課) 79	○サービス事業の廃止 (高齢福祉課) 105
○亀岡市障害児(者)日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正 (障がい福祉課) 80	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 105
○亀岡市基幹相談支援センター事業実施要綱 (障がい福祉課) 82	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106
○亀岡市いきいき健幸ポイント制度実施要綱 (高齢福祉課) 83	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 106
○亀岡市妊産婦健診費用助成要綱の一部改正 (子育て支援課) 85	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107
○亀岡市出産・子育て応援事業実施要綱 (子育て支援課) 89	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107
○亀岡市第2子以降保育料無料化助成事業実施要綱 (保育課) 91	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 107
○亀岡市サングスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験補助金交付要綱の一部改正 (商工観光課) 94	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108
○亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱の一部改正 (農林振興課) 95	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108
○徴収事務の委託 (農林振興課) 96	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 108
○市道路線の認定に関する告示 (土木管理課) 96	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 109
○市道路線の変更に関する告示 (土木管理課) 97	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 109
○市道路線の区域に関する告示 (土木管理課) 98	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 109
○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 99	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 110
○徴収事務の委託 (図書館) 100	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 110
○公示送達 (保険医療課) 101	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 110
○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 101	○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111

○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111	<b>教育委員会欄</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 111	—— <b>教育長訓令</b> ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 112	○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部改正 136
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 112	○亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程の一部改正 138
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 112	—— <b>任免及び辞令</b> ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 113	<b>選挙管理委員会欄</b>
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 113	—— <b>告 示</b> ——
○地縁団体の告示事項の変更 (自治防災課) 113	○京都府議会議員一般選挙における投票管理者の変更 142
—— <b>公 告</b> ——	○京都府議会議員一般選挙の亀岡市開票区における開票立会人を定めるくじを行わない旨の告示 142
○都市公園の供用開始 (都市整備課) 114	○京都府議会議員一般選挙の開票の場所及び日時 143
○都市計画法に関する工事完了の公告 (都市計画課) 115	<b>公平委員会欄</b>
○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (地域福祉課) 115	—— <b>規 則</b> ——
○一般競争入札(条件付き)にかかる特定建設工事共同企業体の公募 (契約検査課) 119	○職員からの苦情相談に関する規則の一部改正 143
○公募型プロポーザル方式による事業者の選定 (高齢福祉課) 124	<b>農業委員会欄</b>
○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 129	—— <b>公 告</b> ——
—— <b>任免及び辞令</b> ——	○令和5年4月定例総会の開催 144
<b>監査委員会欄</b>	○令和5年5月定例総会の開催 144
—— <b>公 表</b> ——	<b>上下水道部欄</b>
○令和5年度随時監査 135	—— <b>告 示</b> ——
	○収納事務の委託 145
	○収納事務の委託 146

市立病院欄

—— 告 示 ——

○指定代理納付者の指定

146

規 則

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第12号

亀岡市副市長事務担任規則の一部を改正する規則

亀岡市副市長事務担任規則（昭和38年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（担当事務）

第2条 副市長は、人権擁護に関する事務を所管するほかは、おおむね次の区分により事務を担当し調整を行う。

上席副市長

市長公室、政策企画部、総務部、環境先進都市推進部、産業観光部、まちづくり推進部に属する事務

次席副市長

生涯学習部、市民生活部、健康福祉部、子ども未来部、会計管理室（会計管理者の事務を除く。）に属する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第13号

亀岡市公印規則の一部を改正する規則

亀岡市公印規則（昭和30年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

10	亀岡市長印	5	7	楷書	個人番号の通知カード、個人番号カード、特別永住者証明書及び在留カード記載事項用	市民課長	1
					パートナーシップ宣誓書受領証	人権啓発課長	1

」

を

「

10	亀岡市長印	5	7	楷書	個人番号の通知カード、個人番号カード、特別永住者証明書及び在留カード記載事項用	市民課長	1
----	-------	---	---	----	---	------	---

」

に改め、同表12の項中「及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）」を「、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第14号

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則の一部を改正する規則

亀岡市助産施設及び母子生活支援施設の入所に関する規則（平成29年亀岡市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第15号

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則（平成27年亀岡市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表備考第3項ただし書を削る。

別表備考第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 これらの表において、同一世帯における2人目以降の子どもに係る保育料は、無料とする。

別表備考第7項を第6項とする。

（亀岡市休日保育の実施に関する規則の一部改正）

第2条 亀岡市休日保育の実施に関する規則（平成17年亀岡市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同一世帯における2人目以降の休日保育を利用する児童に係る当該保育に要した費用は、無料とする。

別記第1号様式中

「住 所 亀岡市 」を

「住 所 」に、

「

フリガナ 児 童 名	性別	年齢	生年月日	在籍保育所(園)名
			年 月 日	保育所(園)
			年 月 日	保育所(園)
			年 月 日	保育所(園)

」

を

「

フリガナ 児 童 名	年齢	生年月日	在籍園名	第何子
		年 月 日		第 子
		年 月 日		第 子
		年 月 日		第 子

」

に改める。

(亀岡市立保育所延長保育実施規則の一部改正)

第3条 亀岡市立保育所延長保育実施規則(平成21年亀岡市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、同一世帯における2人目以降の延長保育料は、無料とする。

(亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則の一部改正)

第4条 亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則(令和元年亀岡市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、同一世帯における2人目以降の預かり保育料は、無料とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例施行規則は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる教育・保育に係る保育料について適用し、同日前に行われた教育・保育に係る保育料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の亀岡市休日保育の実施に関する規則は、施行日以後に行われる休日保育に要した費用について適用し、同日前に行われた休日保育に要した費用については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の亀岡市立保育所延長保育実施規則は、施行日以後に行われる延長保育料について適用し、同日前に行われた延長保育料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の亀岡市立認定こども園における預かり保育の実施に関する規則は、施行日以後に行われる預かり保育料について適用し、同日前に行われた預かり保育料については、なお従前の例による。

「揭示済」

申請書等の性別記載を求めることの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第16号

申請書等の性別記載を求めることの見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(亀岡市補助金等交付規則の一部改正)

第1条 亀岡市補助金等交付規則(昭和41年亀岡市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「、生年月日並びに性別」を「並びに生年月日」に改める。

(亀岡市福祉医療費支給条例施行規則の一部改正)

第2条 亀岡市福祉医療費支給条例施行規則(昭和50年亀岡市規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

ふりがな		性別	男・女
① 対象者氏名	(学年)		

」を

「

ふりがな	
① 対象者氏名	(学年)

」に、

「

ふりがな		性別	男・女
氏名			

を

」

「

ふりがな	
氏名	

に改め、

」

「、性別」を削る。

別記第3号様式中

「

氏名		男・女
----	--	-----

を

」

「

氏名	
----	--

に改める。

」

別記第4号様式中

「

生年月日	年	月	日	性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女

」

を

「

生年月日	年	月	日

」

に改める。

別記第5号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日	男 ・ 女
------------------	-------------	-------------

を

」

「

生 年 月 日	年 月 日
------------------	-------------

に改める。

」

別記第10号様式中「男  
女」を削る。

別記第11号様式中「(男・女)」を削る。

(亀岡市一時保育の実施に関する規則の一部改正)

第3条 亀岡市一時保育の実施に関する規則(平成17年亀岡市規則第42号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

続柄	性別	年齢
本人		

を

「

続柄	年齢
本人	

に改める。

」

」

(亀岡市障害児手当条例施行規則の一部改正)

第4条 亀岡市障害児手当条例施行規則(昭和49年亀岡市規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

ふりがな 氏名・性別	----- 男 ・ 女
---------------	----------------------

を

」

「

ふりがな	-----
氏名	

に改める。

」

(亀岡市老人医療費支給条例施行規則の一部改正)

第5条 亀岡市老人医療費支給条例施行規則（平成14年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

ふりがな		性別
氏名		男・女

を

」

「

ふりがな	
氏名	

に、

」

「

ふりがな	性別
氏名	男・女

を

」

「

ふりがな	
氏名	

に改める。

」

別記第2号様式中

「

氏名		
----	--	--

を

」

「

氏名	
----	--

に改める。

」

別記第6号様式中

「

ふりがな	_____	男・女	を
氏名			

」

「

ふりがな	_____	に改める。
氏名		

」

別記第9号様式の2中

「

生年月日	_____年 ____月 ____日生	性別	男・女	を

」

「

生年月日	_____年 ____月 ____日生	に改める。

」

別記第11号様式中

「

ふりがな	_____	性別	を
氏名		男・女	

」

「

ふりがな	_____	に改める。
氏名		

」

別記第12号様式中

「

(フリガナ)	_____	性別	を
氏名			

」

「

(フリガナ)	
氏 名	

に改める。」

(亀岡市福祉タクシー等事業実施規則の一部改正)

第6条 亀岡市福祉タクシー等事業実施規則（昭和57年亀岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「性別 男・女」を削る。

(亀岡市福祉ファクシミリ設置規則の一部改正)

第7条 亀岡市福祉ファクシミリ設置規則（昭和58年亀岡市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

氏	名	性別

を

氏	名

に改める。」

(亀岡市休日急病診療所条例施行規則の一部改正)

第8条 亀岡市休日急病診療所条例施行規則（昭和56年亀岡市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

ふりがな		性別	男・女
受診者氏名			

」

を

「

ふりがな	
受診者氏名	

」

に改める。

別記第2号様式中

「

ふりがな		性別	
患者氏名			

を

」

「

ふりがな	
患者氏名	

に改める。

」

(亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例施行規則(平成11年亀岡市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第5号様式の2中

「

氏名(漢字)	氏名(ふりがな)	役職名・呼称	生年月日	性別

」

を

「

氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名・呼称	生年月日

」

に改める。

（亀岡市下矢田みどりの郷広場条例施行規則の一部改正）

第10条 亀岡市下矢田みどりの郷広場条例施行規則（平成16年亀岡市規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「

氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名・呼称	生年月日	性別

」

を

「

氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名・呼称	生年月日

」

に改める。

（亀岡市農業公園条例施行規則の一部改正）

第11条 亀岡市農業公園条例施行規則（平成18年亀岡市規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の2中

「

氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名・呼称	生年月日	性別

」

を

「

氏名（漢字）	氏名（ふりがな）	役職名・呼称	生年月日

」

に改める。

（亀岡市企業立地促進条例施行規則の一部改正）

第12条 亀岡市企業立地促進条例施行規則（平成17年亀岡市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中

「

【第1期間】	対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
	対象従業員数(人)	男	女	計
	うち障害者			
	うち正規			
	うち上記以外			
【第2期間】	対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
	第1期間に交付を受けた雇用促進奨励金の額			円
	対象従業員数(人)	男	女	計
	うち障害者			
	うち正規			
	うち上記以外			

」

を

「

【第1期間】	対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
	対象従業員数（人）	①障害者雇用	②正規雇用	③左記（①②）以外
【第2期間】	対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
	第1期間に交付を受けた雇用促進奨励金の額			円
	対象従業員数（人）	①障害者雇用	②正規雇用	③左記（①②）以外

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」





「

- 注) 1 毀損等で被保険者証のある場合は、必ずこの届に添付してください。
- 2 紛失等で後日失った被保険者証を発見したときは、必ず返還してください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

申請者 住 所 .....

氏 名 .....

個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 .....

(宛先) 亀岡市長

」

を

「

- 注) 1 毀損等で被保険者証のある場合は、必ずこの届に添付してください。
- 2 紛失等で後日失った被保険者証を発見したときは、必ず返還してください。

上記のとおり申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長 〒

申請者 住 所 .....

氏 名 .....

個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電話番号 ...( ) - .....

」

に改める。

別記第4号様式中

「 減 額  
 国民健康保険一部負担金免除申請書を  
 徴収猶予 」

「 減 額  
 国民健康保険一部負担金免除申請書に、  
 徴収猶予 」

「  

男 ・ 女
年 月 日生

を  
「  

年 月 日
-------

に改める。」

別記第5号様式中

「  

年 月 日から 年 月 日まで ( 月 ) 日間
--------------------------------

を  
」

「  

年 月 日から 年 月 日まで ( 月 日間)
----------------------------

に改める。」

別記第7号様式中

「  
減 額  
国民健康保険一部負担金免除証明書 を  
徴収猶予  
」

「  
減 額  
国民健康保険一部負担金免除証明書 に、  
徴収猶予  
」

「  

男 ・ 女
年 月 日生

を  
「  

年 月 日
-------

に、  
」

「  

年 月 日から 年 月 日まで ( 月 日間)
----------------------------

を  
」

「  

年 月 日から 年 月 日まで ( 月 日間)
----------------------------

に改める。」

別記第9号様式中

「

住 所	亀岡市		
氏 名		個人番号	
氏 名		個人番号	
		生年月日	年 月 日
世帯主との続柄		電話番号	( ) -

」

を

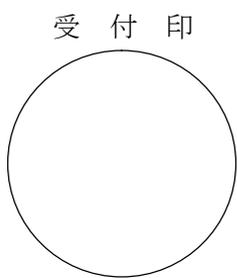
「

住 所			
氏 名		個人番号	.....
氏 名		個人番号	.....
		生年月日	年 月 日
世帯主との続柄		電話番号	( ) -

」

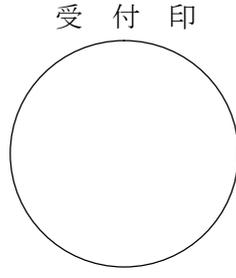
に、

「



を

「



に改める。

(受付者 )

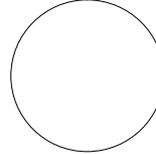
」

」

別記第9号様式の2を次のように改める。

第9号様式の2（第16条関係）

受付印



国民健康保険食事療養標準負担額減額差額支給申請書

被保険者記号・番号		亀 ー	(受付者 )		
世帯主	住所	電話番号 ( ) ー			
	氏名	個人番号			
		生年月日	年 月 日		
減額対象者	氏名	個人番号			
		生年月日	年 月 日		
	世帯主との続柄				
減額認定証の交付を受けている者		交付年月日	年 月 日		
		長期該当年月日	年 月 日		
食事療養を受けた保険医療機関等		名称			
		所在地			
入院期間（日数）		年 月 日から 年 月 日まで 日間			
入院期間に受けた食事療養に対し支払った額（標準負担額）		円			
減額認定証の交付申請又は提出ができなかった理由					
上記のとおり申請します。 年 月 日 （宛先）亀岡市長					
		世帯主 住所	〒 .....		
		氏名	.....		
		個人番号			
		電話番号	( ) ー .....		
指定金融機関	支払指定金融機関	銀行 金庫 農協 本店 支店			
	預金種別	普通・当座	口座番号		
	口座名義	フリガナ			
受取口座		<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する（口座情報記入不要） <input type="checkbox"/> 受取口座を指定する			
委任の欄	世帯主以外の方の口座に振り込みを希望される場合	上記の標準負担額差額の受領を.....に委任します。			
		代理人 個人番号			
		年 月 日	世帯主 氏名.....㊟		
亀岡市処理欄	差額支給	( ) 円 × ( ) 回 = ( ) 円 却下（理由 )			

別記第11号様式を次のように改める。

(表)

(裏)

第11号様式(第21条関係)

※ この欄には、記入しないください。

整理番号	決	区間	から(経由)	まで
資格取得	1	承認する		
資格確認	裁	移送方法		
喪失	処	(理由)		
摘要	2	承認しない		

移送費申請書

被保険者 記号・番号	個人番号								
移送を受けた被保険者	氏名	生年月日	年	月	日				
傷病名		養病又は 負傷年月日	年	月	日				
養病又は 負傷の原因									
移送の経路	から(経由)	まで							
移送方法		移送の年 月	年	月	日				
付添人の氏 名及び住所									
移送に要し た費用額									円

上記のとおり申請します。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

世帯主 住所

氏名

個人番号

電話番号

( )

に委任します。

代理人 個人番号

年 月 日

世帯主 氏名

(印)

移送を必要とする意見書(医師記入欄)

患者の氏名	生年月日	年	月	日
傷病名	移送年月日	年	月	日
必要と認められる移送の経路	から(経由)	まで	移送方法	
移送を必要とする理由 (付添が必要と認められた理由)				
上記の理由で移送の必要を認めます。 年 月 日 医療機関名 ..... 医師氏名 ..... (印)				

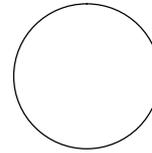
別記第12号様式(表)を次のように改める。

第12号様式(第17条関係)

(表)

一般	7割	70歳以上	7割	保険料	係員
	8割		8割		
福祉医療		老・障・親・子			

受付印



国民健康保険療養費支給申請書

(受付者)

被保険者 記号・番号	亀		療養を受けた 被保険者の 氏名・個人番号 ・生年月日	氏名							
				個人番号		.....					
				生年月日		年 月 日					
傷病名			発病又は負傷 年月日			年 月 日					
発病又は負傷の原因											
療養を受けた 保険医療機関等の 名称及び所在地		名称									
		所在地									
診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名											
療養を受けた期間			年 月 日から 年 月 日まで 日間		療養に要した 費用		円				
療養の給付を受ける ことができなかった (被保険者証が 使えなかった)理由					傷病の経過						
上記のとおり申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長											
世帯主 住所 ..... 氏名 ..... 個人番号 ..... 電話番号 (.....) - .....											
委任の欄	世帯主以外の方の口座に振り込みを希望される場合		上記の療養費の受領を.....に委任します。								
			代理人 個人番号		.....						
		年 月 日		世帯主 氏名.....							
受取口座			<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (口座情報記入不要) <input type="checkbox"/> 受取口座を指定する								
振込先金融機関		(フリガナ) 口座名義		預金種別及び口座番号							
銀行 金庫 農協		本店 支店		普通 当座		.....					

別記第13号様式(表)を次のように改める。

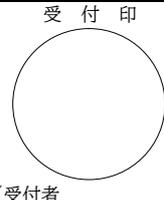
第13号様式(第18条関係) (表)

一般	7割	70歳未満	ア	年度所得区分	多数該当 回目	未納 有・無	福祉医療 老・障 親・子
			イ	現役並(～H30.7)			
			ウ	現役並(I・II・III)			
	8割	70歳以上	エ	一般	外来・入院		
			オ	低I			
				低II			
					単独該当・多数該当 世帯合算・多数合算		

国民健康保険高額療養費支給申請書 ( 年 月分診療分)

① 被保険者番号	亀 -							
② 療養を受けた被保険者の氏名、個人番号、生年月日	氏名						③ 世帯主の続柄	
	生年月日	年	月	日				
④ 傷病名								
⑤ 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称及び所在地	名称	別添のとおり						
	所在地							
⑥ ⑤の病院等で療養を受けた期間	入院	年	月	日から	日間			
	外来	同月	日	日まで				
⑦ ⑥の期間に受けた療養に対し病院等で支払った額							円	
⑧ 診療費につき公費負担がありますか(ありましたか)	ある・ない							
⑨ 備考	第三者行為又は業務上の事故【該当(第三者・業務上)・非該当】							
上記のとおり申請します。 年 月 日 干 (宛先) 亀岡市長 世帯主 住所 ..... 氏名 ..... 個人番号 ..... 電話番号 (.....) - .....								
委任の欄	上記の高額療養費の受領を ..... に委任します。 代理人 個人番号 ..... 年 月 日 世帯主 氏名 .....							
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(口座情報記入不要) <input type="checkbox"/> 受取口座を指定する							
振込先金融機関	銀行 金庫 農協			本店 支店				
(フリガナ)口座名義								
預金種別及び口座番号	普通当座							

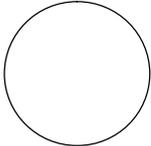
※太枠の中のみ、ご記入ください。



別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第19条関係）

※ この欄には、記入しないでください。

整理番号		決裁処理	1支給する	円	受付印  (受付者)
資格確認	取得		2支給しない	(理由)	
	喪失				
摘要					

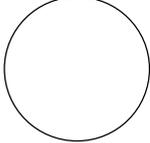
国民健康保険出産育児一時金支給申請書

被保険者 記号・番号	亀	出産をした 被保険者の氏名		世帯主 との 続柄
		生年月日	年月日	
世帯主氏名				
申請金額	円			
出産年月日	年月日			
生産・死産の別	生産・死産		妊娠週数	週
出産した病院等	名称			
	所在地			
上記のとおり申請します。 年月日 (宛先) 亀岡市長				
世帯主 住所 ..... 氏名 ..... 個人番号 <input type="text"/> ..... 電話番号 (.....) .....				
委任の欄	世帯主以外の方の口座に振り込みを希望される場合	上記の出産育児一時金の受領を.....に委任します。 代理人 個人番号 <input type="text"/> ..... 年月日 ..... 世帯主氏名.....		
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する (口座情報記入不要) <input type="checkbox"/> 受取口座を指定する			
振込先金融機関		(フリガナ) 口座名義	預金種別及び口座番号	
銀行	本店		普通	<input type="text"/>
金庫	支店		当座	
農協				

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式(第20条関係)

※ この欄には、記入しないでください。

整理番号		決裁処理	1支給する	円	受付印  (受付者 )	
資格確認	取得			(理由)		
	喪失			2支給しない		
摘要						

国民健康保険葬祭費支給申請書

被保険者 記号・番号	亀	死亡した 被保険者氏名		世帯主 の続柄	
		生年月日	年 月 日		
世帯主住所					
世帯主氏名					
死亡した年月日	年 月 日				
葬祭を行った年月日	年 月 日				
葬祭を行った場所					
上記のとおり申請します。 年 月 日 (宛先) 亀岡市長 千					
葬祭を行った者 住所 ..... 氏名 ..... 死亡した被保険者との関係(続柄) ..... 個人番号 <input type="text" value=""/> 電話番号 (.....) .....					
委任の欄	葬祭を行った者以外の方の口座に振り込みを希望される場合	上記の葬祭費の受領を.....に委任します。 代理人 個人番号 <input type="text" value=""/> 年 月 日 葬祭を行った者の氏名.....			
受取口座	<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用する(口座情報記入不要) <input type="checkbox"/> 受取口座を指定する				
振込先金融機関		(フリガナ) 口座名義	預金種別及び口座番号		
銀行	本店		普通	<input type="text" value=""/>	
金庫	支店		当座	<input type="text" value=""/>	
農協				<input type="text" value=""/>	

※葬祭を行った者が確認できる書類がない、又は書類上複数名確認できる場合は申立書に記入してください。

別記第15号様式の2中

「

被保険者 記号・番号	
---------------	--

を

」

「

被保険者 記号・番号	亀 ー
---------------	-----

に、

」

「

申請者(世帯主)氏名	
電話	ー

を

」

「

申請者(世帯主)氏名	
電話 ( )	ー

に、

」

「

氏名	性別	男・女	生年 月日	年	月	日
----	----	-----	----------	---	---	---

を

」

「

氏名	生年月日	年	月	日
----	------	---	---	---

に改める。

」

別記第17号様式の2中

「

被保険者記号	
--------	--

を

「

被保険者記号	亀
--------	---

に改める。

」

」

別記第18号様式を次のように改める。

第18号様式(第24条関係)

第三者の行為による被害届

被 保 険 者	保険者番号											被保険者記号・番号	亀	-			
	氏名											個人番号					
	電話番号	( )	-	生年月日											年	月	日
	事故発生年月日											年	月	日	午前・午後	時	分頃
	事故発生場所																
	病院名等	当初											転医後				
	保険による診療											年	月	日から、している・していない	入院・通院		
	事故の状況											国保	退職(本・家)				
	相手方との契約											示談未済・示談成立	年	月	日		
傷病者	徒歩・自転車・バイク・乗用車・トラック・その他																
相手方	自転車・バイク・乗用車・トラック・バス・タクシー・その他																

相 手 方	氏名						年齢			職業				親権者名	
	住所													電話( )	-
	勤務先													電話( )	-
	使用者														
	交通事故 の場合	自賠責保険	(会社名											証明書番号	)
		任意保険	(会社名											証券番号	)
		任意担当者											電話( )	-	

上記のとおり届け出ます。

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

〒

世帯主 住 所 .....

氏 名 .....

個人番号 

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別記第19号様式中

「

被保険者 記号・番号	.....
---------------	-------

を「

被保険者 記号・番号	亀 .....
---------------	------------

に、

「

注 この申請書には、上記申請の理由を証明する書類を添付してください。  
上記のとおり申請します。  
年 月 日  
  
世帯主 住所.....  
氏名.....  
  
(宛先)亀岡市長

を

「

注 この申請書には、上記の申請の理由を証明する書類を添付してください。  
上記のとおり申請します。  
年 月 日  
(宛先) 亀岡市長  
  
〒  
世帯主 住所.....  
氏名.....

に改める。

別記第21号様式中

「

申請者 (住所)亀岡市
----------------

を

「

申請者 (住所)
-------------

に改める。」

別記第22号様式中

「

被保険者 記号・番号	.....
---------------	-------

を「

被保険者 記号・番号	亀 .....
---------------	------------

に、

「

上記のとおり申告します。 年 月 日	世帯主 住所..... 氏名.....
(宛先) 亀岡市長	

」

を  
「

上記のとおり申告します。 年 月 日	〒
(宛先) 亀岡市長	世帯主 住所..... 氏名.....

」

に改める。  
別記第23号様式中「年 月 日生」を「年 月 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第18号

亀岡市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市介護保険条例施行規則（平成12年亀岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の令和4年度相当分における減免）

第6条 令和4年度相当分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が到来するもの（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和5年4月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年4月1日前に納期限が定められるべきものを除く。以下この条において「令和4年度相当分保険料」という。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、条例第10条第1項第2号に該当する者として、同項の規定を適用する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス

感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者（以下この条において「世帯の主たる生計維持者」という。）が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この条において「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。

ア 世帯の主たる生計維持者の令和5年の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した金額）が令和4年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和4年の所得の合計額が400万円以下であること。

- 2 前項の規定により適用する条例第10条第1項の規定により保険料の減免を行う場合の減免額は、第29条第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 前項第1号に該当する場合 保険料額の全部
- (2) 前項第2号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）

次の算式により算出した金額

$$\text{減免額} = (A \times B / C) \times D$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- A 当該第1号被保険者の保険料額
- B 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和4年の所得額

C 世帯の主たる生計維持者の令和4年の合計所得金額

D 次の表の左欄に掲げる世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額の区分に応じ、同表の右欄に定める減免割合。ただし、世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額にかかわらず、減免割合を10分の10とする。

世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額	減免割合
210万円以下であるとき	10分の10
210万円を超えるとき	10分の8

3 第1項に規定する場合における条例第10条第2項の申請書については、第29条第1項の規定にかかわらず、市長が別に定めることができる。

別記第2号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日
性別	男 ・ 女

」を「

生 年 月 日	年 月 日
------------------	-------

」に、

「

生 年 月 日	年 月 日
性別	男 ・ 女

」を「

生 年 月 日	年 月 日
------------------	-------

」に改める。

別記第3号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日
性別	男 ・ 女

」を「

生 年 月 日	年 月 日
------------------	-------

」

に改める。

別記第4号様式中

「

生年 月日	年 月 日	性別	男・女
----------	-------	----	-----

を

」

「

生年 月日	年 月 日
----------	-------

に改める。

」

別記第7号様式中

「

生年 月日	年 月 日
性別	男・女

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

」

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式（第15条関係）

介護保険居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		個 人 番 号	
		生 年 月 日	
		年 月 日	
居宅サービス計画作成を依頼（変更）する居宅介護支援事業者			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地 〒	
		電話番号	
居宅介護支援事業所番号		サービス開始（変更）年月日	
		年 月 日	
居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等		※変更する場合のみ記入してください。	
（宛先）亀岡市長 上記の居宅介護支援事業者に居宅サービス計画作成を依頼することを届け出ます。 年 月 日 住 所 被保険者 氏 名 電話番号			
保険者確認欄		<input type="checkbox"/> 被保険者資格 <input type="checkbox"/> 届出の重複	

- (注意) 1 この届出書は、要介護認定の申請時又は居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所が決まり次第速やかに亀岡市へ提出してください。  
 2 居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更するときは、変更年月日を記入の上、必ず亀岡市へ届け出てください。届出のない場合、サービスに係る費用を一旦、全額自己負担していただくことがあります。  
 3 この様式のほか、国が示す様式等で提出することもできます。

別記第10号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
---------	-------	-----	-------

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
------------------	-------	--------	-----

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

」

別記第13号様式中

「

生 年 月 日		性 別	
---------	--	-----	--

」

を

「

生 年 月 日	
---------	--

」

に改める。

別記第13号様式の3中

「

生年月日		性別	
------	--	----	--

を

」

「

生年月日	
------	--

に改める。

」

別記第14号様式及び別記第17号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日生	性 別	男 ・ 女
---------	--------	-----	-------

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

に改める。

別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第24条関係）

介護保険負担限度額認定申請書

年 月 日

亀岡市長 様

次のとおり関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

フリガナ			保険者番号																			
被保険者氏名			被保険者番号																			
			個人番号																			
生年月日	年 月 日																					
住 所	〒																					
	電話番号																					
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	〒																					
	電話番号																					
入所（院）年月日（※）	年 月 日										（※）介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。											
配偶者の有無	有 ・ 無										左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。											
配偶者に関する事項	フリガナ																					
	氏 名																					
	生年月日	年 月 日										個人番号										
	住 所	〒																				
	電話番号																					
本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）	〒																					
課税状況	市町村民税 課 税 ・ 非課税																					
収入等に関する申告	<input type="checkbox"/>	①生活保護受給者／②市町村民税世帯非課税である高齢福祉年金受給者																				
	<input type="checkbox"/>	③市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円以下です。（受給している年金に〇してください。以下同じ。） ※寡婦年金、寡夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。																				
	<input type="checkbox"/>	④市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万円を超え、120万円以下です。																				
	<input type="checkbox"/>	⑤市町村民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金※・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。																				
預貯金等に関する申告	<input type="checkbox"/>	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）、③の方は650万円（同1,650万円）、④の方は550万円（同1,550万円）、⑤の方は500万円（同1,500万円）以下です。 ※第2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、③～⑤の方は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。																				
		預貯金額	円	有価証券 （評価概算額）	円	その他 （現金・負債を含む）	円						※ 円									

※内容を記入してください。申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名			電話番号（自宅・勤務先）										
申請者住所	〒		本人との関係										

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係のものを含みます。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その全てを記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

別記第22号様式中

「

生年月日	年月日	性別	男・女
------	-----	----	-----

を

」

「

生年月日	年月日
------	-----

に改める。

」

別記第23号様式中

「

生年月日	年月日	性別	男・女
------	-----	----	-----

」

を

「

生年月日	年月日
------	-----

」

に改める。

別記第25号様式中

「

生年月日	年月日	性別	男・女
------	-----	----	-----

を

」

「

生年月日	年月日
------	-----

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第19号

亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市湯の花温泉供給条例施行規則（平成19年亀岡市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（加入金の減免）

第14条 条例第7条の規定により加入金を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 条例第8条第2項の規定により市長の許可を受けた場合 免除
- (2) 条例第10条の規定により布設替の許可を受け、メーターの口径を減径した場合 免除
- (3) 市長が特に必要と認めた場合 5割

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式中

「供給の種別 営業用 自家用」を

「供給の種別 営業用（口径：40ミリメートル）  
自家用（口径：13ミリメートル／20ミリメートル  
／25ミリメートル／30ミリメートル）」に改める。

別記第9号様式中

「

供給の種別	営業用 自家用
-------	---------

」

を

「

供給の種別	変更後	営業用（口径：40ミリメートル） 自家用（口径：13ミリメートル／20ミリメートル ／25ミリメートル／30ミリメートル）
	変更前	営業用（口径：40ミリメートル） 自家用（口径：13ミリメートル／20ミリメートル ／25ミリメートル／30ミリメートル）

」

に改める。

別記第10号様式及び別記第12号様式中

「供給の種別 営業用 自家用」を

「供給の種別 営業用（口径：40ミリメートル）  
自家用（口径：13ミリメートル／20ミリメートル  
／25ミリメートル／30ミリメートル）」に改める。

別記第13号様式中「(第15条関係)」を「(第16条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第20号

亀岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市印鑑条例施行規則（平成6年亀岡市規則第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「印鑑登録申請書・印鑑廃止申請書」を「印鑑登録申請書・印鑑登録廃止申請書」に、

「

フリガナ 氏 名		⑩	性 別	男・女
-------------	--	---	-----	-----

」

を

「

フリガナ 氏 名		⑩
-------------	--	---

」

に、

「

氏名		性 別	男・女
----	--	-----	-----

」

を

「

氏名	
----	--

」

に改める。

別記第3号様式中

「

性別		生年月日	
----	--	------	--

」

を

「

生年月日	
------	--

」

に改める。

別記第5号様式中

「

窓口に 来られた方 (申請者)	住所	亀岡市		
	氏名		世帯主	
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女

」

を

「

窓口に 来られた方 (申請者)	住所	亀岡市		
	氏名		生年月日	年 月 日

」

に改める。

別記第7号様式中

「

性別		生年月日	
----	--	------	--

」

を

「

生年月日	
------	--

」

に改める。

別記第10号様式中

「

亀岡市	性別	男・女
-----	----	-----

」

を

「

亀岡市
-----

」

に、

「

氏名		性別	男・女
----	--	----	-----

」

を

「

氏名	
----	--

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第21号

亀岡市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市営住宅管理条例施行規則（平成9年亀岡市規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

〃	木造（平屋建て）	3	34.70	昭和29年11月	〃
---	----------	---	-------	----------	---

」

を

「

〃	木造（平屋建て）	2	34.70	昭和29年11月	〃
---	----------	---	-------	----------	---

」

に改め、

「

車垣内住宅	準耐火構造（二階建て）	8	45.00	昭和49年2月	昭和47年度
〃	〃	8	45.00	昭和50年6月	昭和48年度

」

を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市病院事業の主要職員を定める規則及び  
亀岡市病院事業における地方公営企業法第39  
条第2項の規定に基づき市長が定める職に  
関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第22号

亀岡市病院事業の主要職員を定め  
る規則及び亀岡市病院事業におけ  
る地方公営企業法第39条第2項  
の規定に基づき市長が定める職に  
関する規則の一部を改正する規則

(亀岡市病院事業の主要職員を定める規則の  
一部改正)

第1条 亀岡市病院事業の主要職員を定める規  
則(平成16年亀岡市規則第34号)の一部  
を次のように改正する。

第2条第2号中「担当課長」の次に「、所  
長」を加える。

(亀岡市病院事業における地方公営企業法第  
39条第2項の規定に基づき市長が定める職  
に関する規則の一部改正)

第2条 亀岡市病院事業における地方公営企業  
法第39条第2項の規定に基づき市長が定め  
る職に関する規則(平成16年亀岡市規則第  
35号)の一部を次のように改正する。

本則第2号中「担当課長」の次に「、所  
長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の  
2第1項の規則で定める金額を定める規則の一  
部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第23号

亀岡市消防団員等公務災害補償条  
例第9条の2第1項の規則で定め  
る金額を定める規則の一部を改正  
する規則

亀岡市消防団員等公務災害補償条例第9条の  
2第1項の規則で定める金額を定める規則(平  
成18年亀岡市規則第72号)の一部を次のよ  
うに改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中  
「171,650円」を「172,550円」  
に、「75,290円」を「77,890円」  
に改め、同表随時介護を要する状態の項中  
「85,780円」を「86,280円」に、  
「37,600円」を「38,900円」に改  
める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の亀岡市消防団員等  
公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で  
定める金額を定める規則の規定は、令和5年  
4月1日以後の期間に係る介護補償の額につ  
いて適用し、同日前の期間に係る介護補償の

額については、なお従前の例による。

「揭示済」

## 告示

亀岡市告示第32号

亀岡市空き家・空き地バンク設置要綱（平成28年亀岡市告示第213号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1号中「ただし、」の次に「民間事業者による」を加え、「及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に存するもの」を削り、同条第2号中「ただし、」の次に「民間事業者による」を加え、「及び法第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に存するもの」を削る。

第14条中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

別記第1号様式中「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

別記第2号様式中

「

確認事項 ※記入不要	<input type="checkbox"/> 都市計画区域 ( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 ) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 <input type="checkbox"/> 適格性の有無 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 ( <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 ) ※土砂災害特別警戒区域は登録不可 <input type="checkbox"/> 浸水想定 ( <input type="checkbox"/> 3.0m以上 <input type="checkbox"/> 0.5m~3.0m <input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 再建築の可否 ( <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ) <input type="checkbox"/> 宅建業者の媒介 ( <input type="checkbox"/> 有 (業者名: ) <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
---------------	---

」

を

「

確認事項 ※記入不要	<input type="checkbox"/> 都市計画区域 ( <input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 ) <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 <input type="checkbox"/> 適格性の有無 ( <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 ( <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 ) <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 ( <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> 土石流 ) <input type="checkbox"/> 浸水想定 ( <input type="checkbox"/> 3.0m以上 <input type="checkbox"/> 0.5m~3.0m <input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> 再建築の可否 ( <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 ) <input type="checkbox"/> 宅建業者の媒介 ( <input type="checkbox"/> 有 (業者名: ) <input type="checkbox"/> 無 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
---------------	---

」

に改める。

別記第8号様式中

「

入居予定者構成 ※欄が不足する場合は、欄外等に適宜記載してください。	氏名	生年月日 (西暦)	性別	続柄	職業 (学年)
	登録申込者	年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

」

を

「

入居予定者構成 ※欄が不足する場合は、欄外等に適宜記載してください。	氏名	生年月日（西暦）	続柄	職業（学年）
	登録申込者	年 月 日	本人	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

」

に、「亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）」に改める。

別記第9号様式中

「

入居予定者構成	氏名	生年月日（西暦）	性別	続柄	職業（学年）
	登録者	年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			

」

を

「

入居予定者構成	氏名	生年月日（西暦）	続柄	職業（学年）
	登録者	年 月 日	本人	
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第33号

亀岡市多子世帯・三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第24号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第5号中「親子と子の祖父母の」を「補助金の申請年度内に親子と子の祖父母の」に改める。

第3条第2号中「世帯の」の次に「子の親権者の」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 指定納付受託者の名称及び所在地

- (1) 楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川1-14-1  
楽天クリムゾンハウス
  - (2) SBペイメントサービス株式会社  
東京都港区海岸1丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
  - (3) 株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
  - (4) 京都クレジットサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
  - (5) 京銀カードサービス株式会社  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地
  - (6) 株式会社ユニメディア  
東京都千代田区幸町二丁目2番3号
  - (7) PayPay株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
  - (8) 株式会社DGフィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
  - (9) 株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町2-14  
N. E. S. ビルN棟2階
  - (10) GMOペイメントゲートウェイ株式会社  
東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号
  - (11) KDDI株式会社  
東京都新宿区西新宿2丁目3番2号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入寄附金
- 3 指定をした日  
令和5年4月1日
- 4 指定の期日  
令和6年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第35号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び所在地  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋2丁目2番1号
- 2 委託した収納事務  
寄附金
- 3 委託期間  
令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第36号

亀岡市新婚世帯等支援事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第57号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第3条中「新婚世帯又はパートナーシップ関係にある者の世帯」を「新婚世帯等」に改める。  
第5条第1号及び第3号中「であり、世帯所得が400万円未満」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地  
株式会社トラストバンク  
東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
使用料、手数料、雑入
- 3 指定をした日  
令和5年4月1日
- 4 指定の期日  
令和6年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納

付受託者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地  
P a y P a y 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等  
使用料、手数料、負担金、雑入
- 3 指定をした日  
令和5年4月1日
- 4 指定の期日  
令和6年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第39号

亀岡市人権条例（仮称）制定検討委員会設置要綱（令和4年亀岡市告示第150号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第4条中「令和5年3月31日」を「令和5年6月30日」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が必要と認めるときは、これを延長することができる。

第4条に次の1項を加える。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第40号

申請書等の性別記載を求めることの見直しに伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

申請書等の性別記載を求めることの見直しに伴う関係告示の整理に関する告示

(亀岡市くらしの資金貸付規程の一部改正)

第1条 亀岡市くらしの資金貸付規程(昭和45年亀岡市告示第38号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

フリガナ		性別
借入申込者名		男・女

を

」

「

フリガナ	
借入申込者名	

に改める。

」

(亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免取扱要綱の一部改正)

第2条 亀岡市障害児通所給付費利用者負担額減免取扱要綱(平成27年亀岡市告示第153号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

フリガナ		性別	男・女
氏名			

を

」

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

」

(亀岡市交通遺児激励金支給要綱の一部改正)

第3条 亀岡市交通遺児激励金支給要綱(昭和61年亀岡市告示第36号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「男 を削る。

女」

(亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱の一部改正)

第4条 亀岡市高齢者緊急一時保護事業実施要綱(令和2年亀岡市告示第73号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式、別記第4号様式、別記第5号様式及び別記第6号様式中

「

フリガナ		性	男・女
氏名		別	女

を

」

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

」

(亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱の一部改正)

第5条 亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第52号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までの様式中

「

フリガナ		男・女
氏名		

を

」

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

」

(亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱の一部改正)

第6条 亀岡市在宅高齢者介護激励金支給要綱（平成3年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

氏名		男・女	生年月日	年月日	満歳
----	--	-----	------	-----	----

」

を

「

氏名		生年月日	年月日	満歳
----	--	------	-----	----

」

に改める。

(亀岡市家族介護者慰労金支給要綱の一部改正)

第7条 亀岡市家族介護者慰労金支給要綱（平成18年亀岡市告示第55号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

住所		男・女
----	--	-----

」

を

「

住所	
----	--

」

に改める。

(亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱の一部改正)

第8条 亀岡市在宅ねたきり老人等介護用品支給事業実施要綱（平成13年亀岡市告示第39号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

氏名		男・女	を
----	--	-----	---

」

「

氏名		に改める。
----	--	-------

」

別記第2号様式中

「

氏名		男・女
----	--	-----

を

」

「

氏名	
----	--

に改める。

」

別記第4号様式及び別記第5号様式中

「

氏名		男 ・ 女
----	--	-------------

を

」

「

氏名	
----	--

に改める。

」

(亀岡市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業実施要綱の一部改正)

第9条 亀岡市ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置設置事業実施要綱（平成12亀岡市告示第52号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「

フリガナ 氏名	-----	男・女
------------	-------	-----

を

」

「

フリガナ 氏名	-----
------------	-------

に改める。

」

別記第5号様式中

「

フリガナ 氏名	-----	男・女
------------	-------	-----

を

」

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

」

(亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交付要綱の一部改正)

第10条 亀岡市高齢者自立支援住宅改修費補助金交付要綱(平成22年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第4号様式中

「

生年月日	性別
	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女

を

」

「

生年月日

に改める。

」

(亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱の一部改正)

第11条 亀岡市障害者自立支援医療特別対策事業実施要綱(平成20年亀岡市告示第17号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

フリガナ		性別
受診者氏名 (申請者)		男・女

を

」

「

フリガナ	
受診者氏名 (申請者)	

に改める。

」

別記第2号様式中「男 を削る。

女」

別記第3号様式中

「

生年月日		性別	
------	--	----	--

を

」

「

生年月日	
------	--

」

に改める。

別記第7号様式中「(男・女)」を削る。

(亀岡市障害者総合支援法利用者負担額減免取扱要綱の一部改正)

第12条 亀岡市障害者総合支援法利用者負担額減免取扱要綱(平成27年亀岡市告示第152号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

生年月日		性別	男・女
フリガナ			性別
氏名			男・女

」

を

「

生年月日	
フリガナ	
氏名	

」

に改める。

(亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱の一部改正)

第13条 亀岡市身体障害者自動車改造助成金交付要綱(平成6年亀岡市告示第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

対象者氏名		男・女	を
-------	--	-----	---

」

「

対象者氏名	
-------	--

」に改める。

(亀岡市障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱の一部改正)

第14条 亀岡市障害者共同作業所入所訓練事業費補助金交付要綱(昭和54年亀岡市告示第20号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

氏	名	性別

を

氏	名

に改める。

(亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成要綱の一部改正)

第15条 亀岡市じん臓機能障害者通院交通費助成要綱(平成13年亀岡市告示第29号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「性別 男・女」を削る。

(亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱の一部改正)

第16条 亀岡市重度心身障害老人健康管理事業費支給要綱(昭和58年亀岡市告示第51号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「男 を削る。

女」

(亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱の一部改正)

第17条 亀岡市難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱(平成27年亀岡市告示第50号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「男 を削る。

女」

(亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱の一部改正)

第18条 亀岡市国民健康保険人間ドック及び脳ドック健康診断補助金交付要綱(平成4年亀岡市告示第99号)の一部を次のように改正する。



別記第5号様式中

「

フリガナ		
氏名		男・女

を

」

「

フリガナ		
氏名		

に改める。

」

(亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業実施要綱の一部改正)

第20条 亀岡市認知症高齢者等居場所確認専用端末機貸与事業実施要綱(平成18年亀岡市告示第57号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

フリガナ		
氏名		男・女

を

」

「

フリガナ		
氏名		

に改める。

」

別記第2号様式中

「

氏名		男・女
----	--	-----

を

」

「

氏名	
----	--

に改める。

」

別記第3号様式中

「

氏名		男・女
----	--	-----

を

」

「

氏名	
----	--

に改める。

」

別記第4号様式及び別記第5号様式中

「

フリガナ		男・女
氏名		

を

」

「

フリガナ	
氏名	

に改める。

」

(亀岡市骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱の一部改正)

第21条 亀岡骨髄移植等の医療行為により定期予防接種の抗体を失った者に係る再接種費用助成金交付要綱(平成31年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

「

(ふりがな)	( )	性別	男・女
氏名			

を

」

「

(ふりがな)	( )
氏名	

に改める。

」

(亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の一部改正)

第22条 亀岡市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱（平成25年亀岡市告示第156号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「

生年月日	年 月 日
性 別	男 ・ 女

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

」

別記第2号様式中性別の欄を削る。

別記第3号様式中

「

生年月日	年 月 日
性 別	男 ・ 女

を

」

「

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

」

(亀岡市農業振興事業資金利子補給金交付要綱の一部改正)

第23条 亀岡市農業振興事業資金利子補給金交付要綱（昭和43年亀岡市告示第13号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「

男	名
女	名

を

「

名
---

に改める。

」

」

(亀岡市農業研修者派遣要領の一部改正)

第24条 亀岡市農業研修者派遣要領（昭和35年亀岡市告示第36号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「内 男 人 女 人」を削る。

(亀岡市林業労働者共済事業補助金交付要綱の一部改正)

第25条 亀岡市林業労働者共済事業補助金交付要綱(昭和52年亀岡市告示第64号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

住 所	性 別	を	住 所	に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から実施する。

(経過措置)

- 2 この告示の実施の際現にあるこの告示による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

「揭示済」

## 亀岡市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名称	所在地
株式会社大垣書店 亀岡店	亀岡市篠町野条上又11-1 アルプラザ亀岡3階
有限会社さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
株式会社やまざき商店	亀岡市北町19番地
株式会社松園荘	亀岡市葎田野町芦ノ山流田1-4
株式会社翠泉	亀岡市葎田野町芦ノ山イノシリ6-3
保津川遊船企業組合	亀岡市保津町下中島2番地
嵯峨野観光鉄道株式会社	京都市右京区嵯峨野天龍寺車道町
株式会社グロウティ	亀岡市余部町谷川尻10番地
一般社団法人きりぶえ	亀岡市葎田野町太田竹が花7番地
一般社団法人森の京都地域振興社	亀岡市追分町谷筋25番地30
一般社団法人京都中央古民家再生協会	亀岡市安町釜ヶ前23番地6 アイディール・アザレア102

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「京都・亀岡 暮らしと、ところ。」

「Kyoto-kameoka Hidden gem」

## 3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第42号

亀岡市長 桂川孝裕

ふるさと亀岡自治活動応援交付金交付要綱（平成30年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第1条中「亀岡市条例第27号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、第4条各号に規定する交付金の対象経費となる事業のうち、条例第3条第2号に規定する事業（企業版ふるさと納税をいう。）に基づいた交付金については、寄附金額の全額を上限として、自治会に対し交付するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、令和5年1月1日以降に寄附され、令和5年度以降に自治会に対して交付する交付金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

- 1 受託者  
京都市下京区西七条掛越町65番地  
公益社団法人京都府獣医師会  
会長理事 若松 久雄
- 2 委託した徴収事務  
狂犬病予防注射済票交付事務手数料
- 3 委託期間  
令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第44号

亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により、令和5年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 一般廃棄物の処理量の見込み

## (1) ごみ

ア 燃やすしかないごみ	17,099 t / 年 * 1
イ 埋立てるしかないごみ	1,076 t / 年 * 2
ウ 粗大ごみ	417 t / 年
エ 資源ごみ	
(ア) カン類	241 t / 年
(イ) ビン類	424 t / 年
(ウ) ペットボトル	138 t / 年
(エ) スプレー缶	26 t / 年
(オ) プラスチック類	1,211 t / 年
(カ) 使用済小型家電	14 t / 年
(キ) 使用済乾電池・使用済充電式電池	27 t / 年
(ク) 廃蛍光管	3 t / 年
(ケ) 小型金属類	216 t / 年
(コ) 草・木類	1,283 t / 年
(カ) 紙類	1,707 t / 年
(シ) 生ごみ・食用油	4 t / 年
(ス) 古布類	73 t / 年
(2) 犬、猫等の死体	350体 / 年
(3) し尿及び汚泥	
ア し尿	4,716kl / 年
イ 浄化槽汚泥	4,397kl / 年

\* 1 重複カウントになるため、燃やすしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物の見込量及びプラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いている。

\* 2 重複カウントになるため、埋立てるしかないごみから、粗大ごみ等を破碎したことにより生じる破碎物及びカン類・ビン類・プラスチック製容器包装の選別残渣の見込量を除いている。

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類及び区分		収集・運搬	中間処理	最終処分	
燃やすしかな いごみ	家庭系	(公財)環境かめおか(委 託、以下同じ) (株)カンボ	焼却/桜塚クリーンセンター(直 営、以下同じ)	残渣埋立/大阪湾広域 臨海環境整備センター神戸 沖埋立処分場及び大阪 沖埋立処分場(委託、 以下同じ)	
	事業系	許可業者※下記のとおり			
埋立てるしか ないごみ	家庭系	(公財)環境かめおか	/	埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡(直 営、以下同じ)	
		許可業者			
粗 大 ご み	可燃性	家庭系	破碎/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡、焼 却/桜塚クリーンセン ター 資源化/民間処理施設 (委託、以下同じ)	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、大阪湾広域臨海環 境整備センター神戸沖埋立 処分場及び大阪沖埋立 処分場	
		事業系			許可業者
	不燃性	家庭系	(公財)環境かめおか	資源化/民間処理施設	残渣埋立/民間最終処 分場、エコビ <sup>ア</sup> 亀岡
			許可業者		
資源ごみ	カン類	(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/民間処理 施設	
	ビン類	(公財)環境かめおか	選別/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/公益財団 法人日本容器包装リサイ クル協会(委託、以下同 じ)・民間処理施設	
	ペットボトル	(公財)環境かめおか	選別・圧縮・梱包/民 間処理施設	資源化/民間処理施設	
		委託業者			
	スプレー缶	(公財)環境かめおか	選別・圧縮/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、資源化/民間処理 施設	
	プラスチック類	(公財)環境かめおか	選別・圧縮・梱包/民 間処理施設	残渣埋立/エコビ <sup>ア</sup> 亀 岡、焼却/桜塚クリーン センター、資源化/公益財 団法人日本容器包装リサイ クル協会	
	使用済小型家電	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	使用済乾電池・使 用済充電式電池	(公財)環境かめおか	/	資源化/民間処理施設	
	廃蛍光管	委託業者	/	資源化/民間処理施設	
	小型金属類	(公財)環境かめおか	選別/エコビ <sup>ア</sup> 亀岡	資源化/民間処理施設	
	使用済インクカー トリッジ	協定締結業者	/	資源化/民間処理施設	
	草・木類	(公財)環境かめおか	/	資源化/民間処理施設	
	紙類	(公財)環境かめおか	/	資源化/民間処理施設	
	生ごみ・食用油	民間業者	/	/	
古布類	民間業者	/	/		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項に規定する許可業者〔種別/一般廃棄物(ごみ)〕大田産業(株)、(株)カンボ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン

(2) し尿及び汚泥

種類	収集・運搬	中間処理	最終処分
し尿	(公財)環境かめおか、南丹清掃(株)(委託)	脱水・焼却/京都中部クリーンセンター	残渣埋立/大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
浄化槽汚泥	許可業者※下記のとおり		

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別/浄化槽汚泥〕南丹清掃(株)、日進浄化槽センター(株)

3 ごみ処理実施計画

(1) 「美しいふるさとかめおか」を次代につなぐ活動を支援する。

ア ごみ減量・資源化の市民活動の支援

- (ア) 美化活動や環境保全活動に取り組む団体や自治会等の地域コミュニティ団体への支援
- (イ) 地域コミュニティなどによる集団回収や適正な分別排出の取組の支援
- (ウ) 地域における持続可能な衛生保持の仕組みづくり

イ 環境に配慮したイベントの推進・環境学習の充実

- (ア) 環境配慮型イベントの推進
- (イ) 大堰川・保津川をはじめとする自然環境をフィールドにした環境学習の展開
- (ウ) 小・中学校、義務教育学校における環境教育の強化
- (エ) 企業と連携した環境学習の開発・展開
- (オ) 就学前教育やエコウォーカーキッズチャレンジプログラム等の充実・展開

ウ ゼロエミッションをオールかめおかで取り組むための支援

- (ア) 誰もがわかるごみ分別情報の提供
- (イ) 環境ポスター・標語等の募集による環境意識の啓発
- (ウ) 高齢者等ふれあい収集を通じたごみ出し支援

エ 企業とのパートナーシップの構築

- (ア) 環境パートナーシップ協定の締結企業の拡大
- (イ) 環境パートナーシップ協定締結企業の製品・サービス等の周知・広報によるエシカル消費の普及促進

(2) 排出されるごみを徹底的に減らすため、2R（リデュース：排出抑制、リユース：再使用）を強化する。

ア 生活系ごみの2Rに向けた取組

- (ア) エコバッグやマイボトルの持参等による、プラスチック製レジ袋やペットボトルをはじめとする使い捨てプラスチックの発生抑制対策の更なる推進
- (イ) 家庭から排出される食品廃棄物などの減量
- (ウ) 環境家計簿の普及拡大
- (エ) ごみを出さない買い物や環境にやさしい生活習慣（エシカル）の普及に向けた環境の整備
- (オ) リユース交換会の実施

- イ 事業系ごみの2Rに向けた取組
  - (ア) 製造・使用・排出者責任を浸透させる啓発活動
  - (イ) 紙ごみを資源物として受け入れることの検討
  - (ウ) 桜塚クリーンセンターにおける搬入指導の実施
  - (エ) 多量排出事業者の届出制度（条例制定など）の検討
  - (オ) 事業者から排出される食品廃棄物の実態の把握
  - (カ) 事業者から排出される食品廃棄物減量の取組
- ウ 食品ロス対策の推進
  - (ア) 食品ロスの発生状況、発生要因の周知啓発
  - (イ) 「食品ロス削減推進計画」に基づく施策の展開
- エ イベントごみ対策の推進
  - (ア) リユース食器等の利用促進
  - (イ) テイクアウト容器の削減
- (3) 多様な資源化システムを構築する。
  - ア 市民が取り組みやすい資源化システムの構築
    - (ア) 公共施設における資源ごみ回収拠点の拡充
    - (イ) 事業者と連携した資源ごみ回収拠点の拡充
    - (ウ) 小型家電等のイベント回収の拡充
    - (エ) コンポストによる生ごみの減量、資源化
  - イ 事業者による資源化システムの構築
    - (ア) 事業者による古紙、古着等の資源化の拡大
    - (イ) 事業者と連携したペットボトルの資源回収、資源循環システムの構築
    - (ウ) 事業者と連携したステンレスボトルの資源回収、資源循環システムの構築
    - (エ) 事業者と連携したサーキュラーエコノミーによる持続可能なビジネスモデルの構築
  - ウ 中間処理等の充実による資源化システムの構築
    - (ア) 中間処理施設（民間）の活用による資源回収
    - (イ) 埋立てごみの中間処理によるごみの減量、資源化率の向上
    - (ウ) 焼却灰のリサイクルの検討
    - (エ) 剪定枝や落葉等の堆肥化の推進
  - エ 廃棄物の資源化・エネルギー化と脱炭素に向けた取組の促進
    - (ア) 生ごみのバイオガス発電に向けた事業化の検討
    - (イ) 廃棄物のエネルギー化による再生可能エネルギー導入拡大及びエネルギーの地産地消の推進
  - オ 分別ごみ拡大によるごみの減量・資源化の促進及び新たな分別拡大に向けた調査研究の促進
    - (ア) 紙類、剪定枝・落葉、小型金属類、プラスチック一括回収等の分別拡大による大幅なごみの減量
    - (イ) 生ごみ及び使用済み紙おむつ等の資源化に向けた事業化の検討

- (ウ) 燃やすしかないごみ及び埋立てるしかないごみの大幅な減量を前提とした桜塚クリーンセンターの更新の可否及び広域処理、さらにはエコトピア亀岡の延命化及び域外処理の調査・研究
- カ 経済効果を考慮した事業方式の調査研究の推進
  - (ア) 将来の処理施設の事業化手法について、安定的な処理かつ経済効果が高い処理を実現させるため、民間企業の資源・ノウハウの活用により相乗効果が期待できる「公民連携」方式等の導入についての調査研究
- (4) ごみの適正処理に向けた体制・仕組みを整備する。
  - ア 収集・運搬体制の充実に向けた取組
    - (イ) 安全安心な収集運搬体制の維持
    - (ロ) 収集体制等の効率化
  - イ 受益者負担の適正化の取組
    - (イ) ごみ処理手数料について、適切な仕組みとなっているかの検証や検討を引き続き実施
  - ウ 適正処理困難物を適正に排出できる体制の整備
    - (イ) 適正処理困難物に対する体制の整備
    - (ロ) 廃蛍光管や水銀体温計等有害ごみの安全な回収方法の整備
  - エ 最終処分体制の充実に向けた取組
    - (イ) 第3期大阪湾フェニックス計画への参加
    - (ロ) 最終処分場の適正な維持管理
    - (ハ) 医王谷エコトピア（旧最終処分場）の廃止確認に向けた取組
  - オ 計画の着実な履行に向けた取組
    - (イ) ごみ処理基本計画の進捗状況の点検・評価
- (5) 不法投棄対策及び災害廃棄物対策を強化する。
  - ア 不法投棄に対する監視活動の強化
    - (イ) 不法投棄に対する監視活動の強化
    - (ロ) 捜査機関などの関係機関との連携強化
    - (ハ) エコウォーカーによる新たな感覚での環境美化活動の推進
    - (ニ) アプリケーションソフトを活用したポイ捨てごみの可視化による環境美化の意識啓発
  - イ 災害廃棄物対策の点検・見直し
    - (イ) 災害廃棄物処理計画についての点検及び見直し
    - (ロ) 災害廃棄物についての適正処理の実施（発生時）

#### 関連施設の概要

ア 資源ごみ選別資源化施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

カン類：磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t／6 h）

ビン類：ストックヤード（カレット）208.8 m<sup>3</sup>（W24m × L6m × H1.45m）

プラスチック類：ストックヤード 222.39 m<sup>2</sup>

ペットボトル：ストックヤード 38.91m<sup>2</sup>

使用済小型家電：ストックヤード 32.89m<sup>2</sup>

イ 可燃性粗大ごみ破碎処理施設（エコトピア亀岡内）

〔形式及び公称能力等〕

磁気式選別機＋車両型2軸剪断式破碎机（4.9t／5h）

4 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集区域	収集方法	収集回数	搬入先
燃やすし かないごみ	家庭系	12,642 t	市内全域	ステーション	週2回	桜塚クリーンセンター
		2,500 t	南丹市 及び 京丹波町 全域	船井郡衛生 管理組合よ り搬入	週1回	
	事業系	5,313 t	市内全域	戸別	随時	
埋立てるし かないごみ	家庭系	1,562 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (埋立処分場)
粗大 ごみ	可燃性	171 t	市内全域	戸別	随時	エコトピア亀岡 (破碎処理施設)
	不燃性	76 t		戸別	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
資源ごみ	カン類	237 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保 管施設)
	ビン類	457 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	ペットボトル	141 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
				拠点	随時	民間処理施設
	スプレー缶	25 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (資源化施設及び保 管施設)
	プラスチック類	751 t	市内全域	ステーション	週1回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済小型家電	12 t	市内全域	拠点	随時	エコトピア亀岡 (保管施設)
	使用済乾電池・使 用済充電式電池	23 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	廃蛍光管	3 t	市内全域	拠点	随時	民間処理施設
	小型金属類	216 t	市内全域	ステーション	月2回	エコトピア亀岡 (保管施設)
	草・木類	1,283 t	市内全域	ステーション	月1回	エコトピア亀岡 (保管施設)
				ステーション	月1回	資源回収業者施設
	紙類	1,707 t	市内全域	拠点	随時	
生ごみ・食用油	4 t	—	戸別	随時	民間処理施設	
古布類	1,733 t	—	戸別	随時	資源回収業者施設	

○収集・運搬量は、委託業者及び許可業者による収集量見込の合計である。なお、それ以外に自己による直接持込及び災害搬入・地域清掃に伴う搬入等がある。

5 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	桜塚クリーンセンター
	所在地	亀岡市東別院町小泉桜塚6番地の6
	型式	連続燃焼式
	公称能力	120 t / 日 (60 t / 炉)
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	12,642 t / 年
	許可業者	5,313 t / 年
	船井郡衛生管理組合	2,500 t / 年
	その他	1,116 t / 年
残渣の量及び処分方法		2,600 t / 年 (海面埋立処分)

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入及び粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物の見込量である。

6 最終処分計画

(1) 一般廃棄物

最終処分場の概要	施設名	エコトピア亀岡
	所在地	亀岡市東別院町大野法華1
	埋立面積	13,740㎡
	埋立容量	77,920㎡
	残余容量	15,153㎡
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	1,534 t / 年
	許可業者	28 t / 年
	その他	125 t / 年
年間埋立容量		3,069㎡
埋立計画	埋立区域	山間埋立
	埋立方法	サンドイッチ工法、セル工法の併用

○搬入される廃棄物の搬入者別内訳量欄にある「その他」は、自己による直接持込、災害搬入・地域清掃に伴う搬入、粗大ごみ等を破砕したことにより生じる破砕物及びカン類・ビン類の選別残渣の見込量である。

(2) 焼却残渣

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	2,600 t / 年

7 生活排水処理実施計画

(1) 生活排水処理計画

区 分	処理対象区域	対象人口
公共下水道	亀岡地区（三宅町、東堅町、西堅町、突抜町、横町、古世町・北古世町、京町、呉服町、旅籠町、新町、矢田町、上矢田町・中矢田町・下矢田町、塩屋町、柳町、本町、紺屋町・荒塚町、南郷町、西町、内丸町、追分町、北町、安町・河原町・余部町・宇津根町・北河原町）、大井町、千代川町、篠町、東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘、曾我部町、吉川町、蕨田野町の各一部又は全部	72,181人
特定環境保全公共下水道	保津町	1,686人
農業集落排水施設	東本梅町、宮前町、本梅町、西別院町の一部（犬甘野）、旭町、馬路町の一部、千歳町の一部、河原林町	8,077人
小規模集合排水処理施設	東別院町の一部（小泉）	49人
浄化槽	市内全域	6,575人
その他（委託業者）	市内全域	2,134人

(2) し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

種類及び区分		収集・運搬量	収集回数	収集方法	収集区域
し尿	委託業者	4,989k1/年	月1回	戸別	市内全域
浄化槽汚泥	許可業者	4,699k1/年	随時	戸別	市内全域

イ 中間処理計画

処理施設の概要	施設名	京都中部クリーンセンター
	所在地	南丹市八木町室河原大見谷47番地
	処理方式	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋焼却
	公称能力	94k1/日
搬入される廃棄物の搬入者別内訳量	委託業者	4,716k1/年
	許可業者	4,397k1/年
残渣の発生量及び処分方法		60 t（海面埋立処分）

処理施設の概要	施設名	半国浄化センター（農業集落排水処理施設）
	所在地	亀岡市東本梅町赤熊アリマノ17番地2
	処理方式	オキシデーション・ディッチ方式
	公称能力	276m <sup>3</sup> /日
脱水汚泥の発生量及び処分方法		36 t（三重県の民間業者に委託）

## ウ 最終処分計画

埋立場所	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場及び大阪沖埋立処分場
搬入施設	尼崎基地
搬入者	委託業者
搬入量	60 t /年

搬入施設	民間処理施設
搬入者	委託業者
搬入量	36 t /年

「揭示済」

## 亀岡市告示第45号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）を定めたので、亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、粗大ごみに係るごみ処理手数料及び指定ごみ袋に係るごみ処理手数料の収納事務を別紙のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

会社名等	住 所	電話番号
中井商店	亀岡市余部町古城21番地	22-0012
本間煙草店	亀岡市余部町中条21番地	22-2839
ローソングレリアかめおか前店	亀岡市余部町樋又82番1号	22-2505
亀岡メンテナンス(株)	亀岡市荒塚町2丁目4番12号	24-6777
南丹清掃(株)	亀岡市荒塚町2丁目14番10号	22-4488
服部タバコ店	亀岡市荒塚町1丁目5番5号	22-2199
(株)マツモト荒塚店	亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋6番地	22-8588
畑荒物店	亀岡市内丸町28番地	22-0351
セブニーイレブン亀岡駅前店	亀岡市追分町大堀54番1	22-2525
加瀬たばこ店	亀岡市追分町八ノ坪9番地9	22-1403
ソニーショップムカイデ	亀岡市追分町馬場通20番地13	23-8356
(有)マルセン亀岡駅前店	亀岡市追分町馬場通21番地5	22-0230
セブニーイレブンハートインJR亀岡駅改札口店	亀岡市追分町谷筋1番地1	29-2732
ファミリーマート亀岡追分町店	亀岡市追分町藪ノ下11番5	21-1226
(株)ウエダ本社	亀岡市河原町77番地	22-1890
山口電機(株)本店	亀岡市河原町169番地	22-0837
ファミリーマート亀岡河原町店	亀岡市河原町164番地1	29-5036
(株)栄広堂	亀岡市河原町24番地	22-0146
協同組合亀岡ショッピングセンターアミティ	亀岡市古世町2丁目4番1号	24-1414
ドラッグユタカ亀岡中央店	亀岡市古世町2丁目135番地	22-5009
(株)スギ薬局 スギドラッグ亀岡東店	亀岡市古世町西内坪12番地	55-9027
イオンリテール(株)イオン亀岡店	亀岡市古世町西内坪101番地	22-3113
セブニーイレブン亀岡中矢田店	亀岡市古世町芝原42-1	25-1185
(有)桂商店本店	亀岡市塩屋町56番地	22-0233
(株)アヤハディオ亀岡店	亀岡市下矢田町3丁目14番1号	25-4646
ファミリーマート亀岡下矢田店	亀岡市下矢田町大末2番10号	21-0500
(株)サンフェステ業務スーパー亀岡店	亀岡市下矢田町2丁目216番6号	21-1780
矢田の里	亀岡市下矢田町君塚16	21-0154
(有)桂商店中矢田店	亀岡市中矢田町岸ノ上3番地3・3番地4合地	22-3044
(株)マツモト中央店	亀岡市西堅町61番地1	24-3811
(株)ミゾツラ電器	亀岡市旅籠町31番地	22-5856
成田米穀	亀岡市旅籠町32番地	22-0518
大道建具店	亀岡市三宅町40番地	22-4792
加地商店	亀岡市安町24番地37	22-0210
亀岡市役所内母子会売店	亀岡市安町野々神8番地	22-3131(代)
(株)くらしの店丹和	亀岡市安町17番地	22-4147
(株)MG Linovation	亀岡市安町25番地	22-0572
(株)ハートフレンドフレスコ亀岡安町店	亀岡市安町釜ヶ前89	29-6801
ライス&リカー亀岡店	亀岡市東別院町鎌倉見立24-178	27-3838
東別院町自治会	亀岡市東別院町南掛藤ヶ瀬3番地1	27-2001
YAMANO TERRACE	亀岡市東別院町東掛一アーン15	20-9021
中村商店	亀岡市西別院町神地御手洗13番地	27-2521
上田食料品店	亀岡市曾我部町穴太裏条2番地	22-5429
ミニストップ亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚54番地	25-4628
セブニーイレブン亀岡運動公園前店	亀岡市曾我部町穴太太塚22番地1	22-7721
岩本商店	亀岡市曾我部町南条竹谷1番地18	23-4130
オクノ電化	亀岡市曾我部町南条竹谷2番地51	23-6945

会社名等	住 所	電話番号
木内商店	亀岡市曾我部町南条上河原47番地11	22-0753
ファミリーマート亀岡曾我部町店	亀岡市曾我部町南条屋敷2番地1	24-2302
ローソン京都先端科学大学前店	亀岡市曾我部町南条上河原12番地12	22-7008
原田商店	亀岡市曾我部町西条下千代8番地1	22-2208
吉川簡易郵便局	亀岡市吉川町穴川堂ノ前1番地	25-2361
吉川町自治会	亀岡市吉川町吉田沢63番地	22-0196
魚繁石野商店	亀岡市蕨田野町太田油田3番地	22-0654
栗山商店	亀岡市蕨田野町奥条門田36番地	23-2076
社会福祉法人亀岡福祉会 かめおか作業所	亀岡市蕨田野町佐伯大門30番地1	24-2596
ローソン亀岡ひえだの町店	亀岡市蕨田野町佐伯浦亦15番地1	24-3223
蕨田野町自治会	亀岡市蕨田野町佐伯西ノ辻9番地1	22-3840
本梅町自治会	亀岡市本梅町井手梅原3番地	26-3001
中村商店	亀岡市本梅町中野清水口17番地	26-3088
ファミリーマート亀岡本梅町店	亀岡市本梅町中野大向8-4	26-6000
かね新商店	亀岡市本梅町西加舎佃23番地	26-3012
奥村商店	亀岡市本梅町東加舎大前後13番地	26-3019
畑野町自治会	亀岡市畑野町千ヶ畑西山5番地1	28-2752
社会福祉法人亀岡福祉会 第二かめおか作業所	亀岡市宮前町猪倉城山8番地21	26-5434
森政商店	亀岡市宮前町神前上段川28番地	26-2199
西田食料品店	亀岡市宮前町宮川西垣内17番地2	26-2028
ファミリーマート亀岡宮前町店	亀岡市宮前町宮川稲荷111-3	26-6055
東本梅町自治会	亀岡市東本梅町赤熊蟻間野35-1	26-2504
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡大井店	亀岡市大井町北金岐柿木原4番地1	22-7571
谷村たばこ店	亀岡市大井町土田2丁目12番17号	24-0003
(株)マツモト大井店	亀岡市大井町土田2丁目15番8号	24-5858
大井町自治会	亀岡市大井町土田2丁目11番20号 110号	22-0157
ミニストップ亀岡大井町土田店	亀岡市大井町土田3丁目5番3号	24-7234
シミズ薬品(株) ダックス大井店	亀岡市大井町土田3丁目30番1号	29-2624
(株)おくむら	亀岡市大井町並河2丁目25番2号	24-4387
ふくしま	亀岡市大井町並河2丁目11番36号	23-9477
ファミリーマート亀岡大井町店	亀岡市大井町並河2丁目22番3号	29-5979
セブーンイレブン亀岡並河店	亀岡市大井町並河2丁目5番9号	22-7100
(株)ユニス セブーンイレブン亀岡大井店	亀岡市大井町並河2丁目29番5号	23-0704
(株)マツモト大井南店	亀岡市大井町並河4丁目8番地	23-2558
(株)カインズ カインズ亀岡店	亀岡市大井町並河4丁目20番地	21-3111
(株)コスモス薬品 ドラッグコスモス大井店	亀岡市大井町並河5丁目11番地	21-1030
(株)さとう フレッシュバザール亀岡大井店	亀岡市大井町並河坂井67番地	25-3310
ドラッグユタカ亀岡並河店	亀岡市大井町並河前脇30番地	29-1365
(有)プレミアム セブーンイレブン亀岡今津2丁目店	亀岡市千代川町今津2丁目4番15号	25-0696
ドラッグユタカ千代川店	亀岡市千代川町小川1丁目2番地6	24-5088
(有)さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号	22-3123
(株)マツモト千代川店	亀岡市千代川町小川2丁目114番1号	24-8128
永梅商店	亀岡市千代川町小林北ン田63番地	22-5308
(株)サンフェステ サンフェステ千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田7番地3	22-8176
ファミリーマート亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地2	21-2350
クスリキリン堂亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田49番地14	21-1060
BOOKOFF京都亀岡店	亀岡市千代川町小林北ン田67-1	29-4862

会社名等	住 所	電話番号
株式会社 フレッシュバザール亀岡千代川店	亀岡市千代川町小林北ン田44	22-1000
浅田電気商会	亀岡市千代川町千原1丁目3番2号	23-1150
ローソン亀岡千代川店	亀岡市千代川町千原2丁目12番1号	21-2203
美馬たばこ店	亀岡市千代川町千原2丁目10番23号	24-0720
かどや百貨店	亀岡市馬路町住吉15番地6	23-5266
有橋本電機	亀岡市馬路町住吉14番地7	22-1135
馬路町自治会	亀岡市馬路町流川2番地1	22-0661
中川商店	亀岡市馬路町前ノ側22番地	22-0686
中沢商店	亀岡市馬路町万年42番地5	23-6246
ファミリーマート亀岡馬路町店	亀岡市馬路町砂取24番地2	29-6031
旭町自治会	亀岡市旭町年角25番地	22-5533
川勝商店	亀岡市旭町山ノ神2番地1	24-5440
千歳町自治会	亀岡市千歳町千歳垣根2番地3	22-0682
河原林町自治会	亀岡市河原林町河原尻上六反田9番地1	22-0120
吉田商店	亀岡市保津町上火無28番地43	24-2021
保津町自治会	亀岡市保津町構ノ内53番地	22-0810
ファミリーマート亀岡保津町店	亀岡市保津町下大年3番57	21-1057
魚政商店	亀岡市保津町宮ノ上18番地	22-0143
かさや木村商店	亀岡市保津町宮ノ上13番地	22-0323
タケモ(株) タケモ商店	亀岡市保津町沢目52番地	22-0278
セブン-イレブン亀岡篠町王子店	亀岡市篠町王子西山5番地1	23-1202
セブン-イレブン亀岡篠町馬堀店	亀岡市篠町馬堀広道6番地1	24-2405
ファミリーマート亀岡篠町店	亀岡市篠町馬堀広道13-1	21-3960
スマイリングかめおか	亀岡市篠町馬堀南垣内21番地37 モールショップ馬堀内	24-5065
株マツモトうまほり店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地2	23-2266
株スギ薬局 スギドラッグ馬堀店	亀岡市篠町馬堀伊賀ノ辻8番地5	29-5534
ローソン亀岡馬堀店	亀岡市篠町馬堀南垣内43番地3	29-2005
井内商店	亀岡市篠町篠中北裏65番地	22-0754
くすり光琳	亀岡市篠町篠野田10番地39	22-5586
株スギ薬局 ジャパン亀岡店	亀岡市篠町浄法寺松岡23番地3	24-4232
ローソン亀岡頼政塚店	亀岡市篠町浄法寺中村26番地1	20-8621
シミズ薬品(株) ダックス亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村40番地2	29-2625
株ハートフレンドコレモ亀岡店	亀岡市篠町浄法寺中村45番地1	29-6661
ローソン亀岡つつじヶ丘店	亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28-1	21-1870
アル・プラザ亀岡	亀岡市篠町野条上又11番地1	25-4111
コーナン商事(株) ホームセンターコーナン亀岡篠店	亀岡市篠町野条井ホラ9番地1	29-6703
竹茂商店	亀岡市篠町広田1丁目13番8号	23-4863
株酒井商店見晴店	亀岡市篠町見晴3丁目2番1号	23-8022
シミズ薬品(株) ダックス亀岡夕日ヶ丘店	亀岡市篠町夕日ヶ丘4丁目1番地1	55-9540
山口電機(株) つつじヶ丘支店	亀岡市東つつじヶ丘曙台1丁目3番2号	24-8130
株サンフェステ業務スーパー篠店	亀岡市東つつじヶ丘都台1丁目12番1号	29-5686
株マツモト亀岡東店	亀岡市東つつじヶ丘都台3丁目23番1号	29-1238
有桂商店西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目5番1号	24-6800
西つつじヶ丘自治会	亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目12番13号	23-2444
株黒川西つつじヶ丘店	亀岡市西つつじヶ丘五月台1丁目24番1号	22-0077
有ハートピアサノ	亀岡市南つつじヶ丘大葉台1丁目20番4号	23-9996
株マツモトピアタウン店	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目44番3号	25-2358

会社名等	住 所	電話番号
リカーショップ寿屋	亀岡市南つつじヶ丘大葉台2丁目14番10号	24-8639

「揭示済」

## 亀岡市告示第47号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、第6次亀岡市生活排水処理基本計画を定めたので、亀岡市循環型社会推進条例（平成13年亀岡市条例第13号）第13条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第48号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等の全てを登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

「揭示済」

## 亀岡市告示第49号

亀岡市国民健康保険料減免取扱要綱（平成12年亀岡市告示第111号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表第2 減免対象保険料の欄を次のように改める。

減免対象保険料
令和4年度相当分の保険料額であって、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの（所得割、均等割、平等割）

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第50号

亀岡市障害児（者）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年亀岡市告示第160号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別表情報・意思疎通支援用具の部視覚障害者用拡大読書器の項上限額の欄中「198,000円」を「239,000円」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式中

「

氏 名		男・女	を
-----	--	-----	---

」

「  

氏名	
----	--

に改める。  
」

別記第3号様式中「年 月 日付けで」を削り、

「  

価格		円
----	--	---

を  
」

「  

価格		円
----	--	---

に、  
」

「  

1 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
---

」

を

「  

1 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、固く禁じられています。 2 1に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。 3 排泄管理支援用具の給付を受けている方で、転出等により申請した内容に変更が生じる場合は、速やかに連絡をしてください。
---

」

に改める。

別記第4号様式中

「  

この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	年 月 日	業者の公費支払請求期限	年 月 日
----------	---------------	-------	-------------	-------

」

を

「  

この券の有効期限	受給者が業者に提示する期限	業者の公費支払請求期限
	年 月 日	年 月 日

」

に改める。

別記第6号様式中「 年 月 日付け  
で」を削り、「かたく」を「固く」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第51号

亀岡市基幹相談支援センター事業実施要綱を  
次のように定める。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市基幹相談支援センター事業  
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2の規定に基づき、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置する基幹相談支援センターが行う事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の実施主体及び運営)

第2条 事業の実施主体は、亀岡市とする。  
2 市長は、事業の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる事業者（法第5条第18項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者をいう。以下「事業

者」という。）に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施に関すること。
- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (3) 地域移行・地域定着の促進の取組に関すること。
- (4) 権利擁護・虐待の防止に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(職員の配置)

第4条 事業の実施に当たり、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要な職員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等をいう。）を配置しなければならない。

(個人情報の保護)

第5条 事業の業務上知り得た個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び亀岡市個人情報保護法施行条例（令和4年亀岡市条例第26号）に定めるところによる。

(記録の整備等)

第6条 事業者は、事業実施状況、会計、相談に関する諸記録を整備し、相談に従事した日から5年間保存しなければならない。

(調査又は報告)

第7条 市長は、事業を委託したときは、事業者に対し、事業を適正に執行するために必要な調査をし、又は報告を求めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第52号

亀岡市いきいき健幸ポイント制度実施要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市いきいき健幸ポイント制度  
実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の社会活動への参加を活性化させることにより、高齢者が主観的健康観及び生活の質を高め、地域でその有する能力に応じ自立した生活を営むことができる社会を実現するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の4第1項に規定する地域支援事業における一般介護予防事業として、亀岡市いきいき健幸ポイント制度（以下「健幸ポイント制度」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 会員情報 氏名、住所、生年月日その他の健幸ポイント制度に参加する上で必要となる情報をいう。
- (2) 活動参加者 第4条第1項の規定により、

会員情報の登録を行った者をいう。

- (3) 施設・団体 別表第1に定める施設及び団体であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 政治活動又は宗教活動を目的としていないこと。

イ 構成員が、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等でないこと。

- (4) ボランティア活動 別表第2に定める活動をいう。

- (5) 活動受入団体 施設・団体のうち、第5条第2項の規定による登録の承認を受けて、活動参加者を受け入れ、ボランティア活動を行わせるものをいう。

- (6) ウェブサイト又はアプリ 健幸ポイント制度に係る専用のウェブサイト又はスマートフォン用アプリケーションをいう。

- (7) 電子マネー 金銭に代えて電子機器その他のものに記録された情報（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第5項に定める第三者型前払式支払手段その他これらに類する方法により、電子的方法をもって記録された情報をいう。）であつて、金銭的価値を持つものをいう。

(対象者)

第3条 健幸ポイント制度の対象者（以下「対象者」という。）は、亀岡市が行う介護保険の第1号被保険者（法第9条第1項に規定する第1号被保険者をいう。）とする。

(健幸ポイント制度への登録等)

第4条 健幸ポイント制度に参加しようとする者は、ウェブサイト又はアプリにより会員情報の登録を行うものとする。

- 2 活動参加者は、前項の規定により登録した会員情報を、ウェブサイト又はアプリによりいつでも変更し、又は抹消することができるものとする。

3 市長は、活動参加者が次の各号に該当する場合は、会員情報の登録を抹消することができる。

- (1) 調査により対象者でないことが判明した場合
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められ、かつ、市長の指示に従わない場合
- (3) 偽りその他不正の手段によりポイントの付与又は交換を受けた場合
- (4) 最後にポイントの付与を受けた日から起算して、2年を経過する日までに次のポイントの付与を受けなかった場合
- (5) その他市長が会員情報の登録が不適當であると認める場合

(活動受入団体の登録等)

第5条 施設・団体が活動参加者のボランティア活動の受入れを希望する場合は、ウェブサイト又はアプリにより市長に活動受入団体の登録の申請を行うものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、ウェブサイト又はアプリにより申請を行った施設・団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の承認を受けた活動受入団体は、登録された内容を、ウェブサイト又はアプリによりいつでも変更し、又は抹消することができるものとする。

4 市長は、活動受入団体が次の各号に該当する場合は、活動受入団体の登録を抹消することができる。

- (1) 第2条第3号に掲げる施設・団体に該当しないと判明した場合
- (2) 法令に違反する行為があったと市長が認める場合
- (3) 健幸ポイント制度の実施に支障を及ぼす行為があったと市長が認める場合
- (4) その他市長が活動受入団体の登録が不適當

当であると認める場合

(ボランティア活動の登録)

第6条 活動受入団体は、ウェブサイト又はアプリにより市長に活動参加者を受け入れるボランティア活動の登録の申請を行うものとする。ただし、登録の申請を行うボランティア活動は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 営利を目的としない活動であること。
- (2) 活動参加者への報酬を伴わない活動であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動でないこと。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある活動でないこと。
- (5) 市内で行われる活動であること。
- (6) 危険が伴わない活動であること。
- (7) 1回当たり1時間又は2時間程度の活動であること。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、ウェブサイト又はアプリにより申請を行った活動受入団体に通知するものとする。

(ポイントの付与等)

第7条 市長は、前条の規定により登録を受けたボランティア活動に参加した活動参加者に対し、参加時間1時間当たり100ポイントを付与するものとする。ただし、1日に付与されるポイントは、200ポイントを限度とする。

2 前項の参加時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 ポイントを付与される期間（以下「付与期間」という。）は、毎年1月1日から12月31日までとし、次の付与期間へのポイントの繰り越しはできないものとする。

4 ポイントの他人への譲渡は、できないものとする。

5 活動参加者が死亡した場合、付与されたポ

イントは失効するものとする。

6 第8条第6項の交換申請期間を過ぎた場合、付与されたポイントは失効するものとする。

(ポイントと電子マネーの交換等)

第8条 次の各号に掲げる要件の全てを満たす活動参加者は、前条の規定により付与されたポイントを電子マネーと交換することができる。

- (1) 介護保険料の未納又は滞納がないこと。
- (2) 偽りその他不正の手段によりポイントの付与を受けていないこと。

2 交換できる電子マネーの種類は、別に定める。

3 活動参加者が第1項の規定により付与されたポイントと電子マネーの交換をしようとするときは、ウェブサイト又はアプリにより市長に申請をしなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交換の可否を決定し、ウェブサイト又はアプリにより申請を行った活動参加者に通知するものとする。

5 ポイントと電子マネーを交換する場合は、1ポイント1円として計算するものとし、5,000円を限度とする。

6 交換申請期間(ポイントと電子マネーを交換することができる期間をいう。)は、付与期間の翌年の1月から2月末までとし、第3項の規定による申請は毎年1回を限度とする。

(委託)

第9条 市長は、健幸ポイント制度の運営の全部又は一部について、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、健幸ポイント制度の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第53号

亀岡市妊産婦健診費用助成要綱(平成20年亀岡市告示第53号)の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

題名を次のように改める。

亀岡市妊産婦健診及び新生児聴覚検査費用助成要綱

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊産婦又は新生児の疾病の早期発見、早期治療及び健康の保持増進を図るため、母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「法」という。)第13条の規定に基づく妊産婦に対する健康診査(以下「妊産婦健診」という。)及び新生児に対する聴覚検査(以下「新生児聴覚検査」という。)に係る費用(以下「健診検査費」という。)に対し、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

第3条から第6条までを削り、第2条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

第7条の前に次の3条を加える。

(対象者)

第4条 妊産婦健診に係る助成を受けることができる者は、亀岡市に住所を有する妊産婦とする。

2 新生児聴覚検査に係る助成を受けることができる者は、新生児聴覚検査を受ける新生児の保護者であつて、亀岡市に住所を有するもの(生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による出産扶助を受けるものを除く。)とする。ただし、新生児が長期入院その他やむを得ない事情により、新生児期に新生児聴覚検査を受診できなかった場合は、この限りでない。

(妊産婦健診及び新生児聴覚検査の内容等)

第5条 助成の対象となる妊産婦健診の内容及び回数は、別表第1のとおりとする。

2 助成の対象となる新生児聴覚検査は、出生後初めて実施する自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)、聴性脳幹反応検査(ABR)又は耳音響放射検査(OAE)とする。

(健診受診券等の交付)

第6条 市長は、妊娠の届出を受理したときは、届出者に対し、母子健康手帳及び妊産婦健康診査公費負担受診券(別記第1号様式。以下「健診受診券」という。)若しくは新生児聴覚検査受診券(別記第1号様式の2。以下「聴覚検査受診券」という。)又はその両方を交付するものとする。

2 市長は、他市町村からの転入者が妊産婦であるときは、前項に規定する妊娠の届出を受理し、妊娠週数並びに前住所地での妊産婦健診及び新生児聴覚検査の受診の状況を確認の上、必要に応じて健診受診券若しくは聴覚検査受診券又はその両方を交付するものとする。第7条第1項中「健診費」を「健診検査費」

に、「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条第2項中「受診した場合」の次に「又は新生児が委託医療機関又は委託助産院等で新生児聴覚検査を受診した場合」を加え、「健診費」を「健診検査費」に、「当該健診」を「当該受診」に改め、同条第3項中「健診費」を「健診検査費」に改め、同条第4項中「妊産婦健診を受診し、健診費に係る助成金の交付」を「受診した妊産婦健診又は新生児聴覚検査に係る健診検査費について、助成」に改め、「亀岡市妊産婦健診」の次に「及び新生児聴覚検査」を加え、「受診券」を「健診受診券又は聴覚検査受診券」に改め、ただし書を削る。

第8条及び第9条中「妊産婦健診」の次に「及び新生児聴覚検査」を加える。

第10条中「金の交付」を削る。

第11条中「妊産婦健診」の次に「及び新生児聴覚検査」を加える。

別表中「第4条」を「第5条」に改め、同表基本健診(問診、診察、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導)の項中「3,240円」を「3,620円」に、「45,360円」を「50,680円」に改め、同表多胎基本健診の項中「3,240円」を「3,620円」に、「19,440円」を「21,720円」に改め、同表合計の項中「137,270円」を「144,870円」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

内容	金額
自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）	4,020円
聴性脳幹反応検査（ABR）	4,020円
耳音響放射検査（OAE）	1,500円

別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2（第6条関係）

新生児聴覚検査公費負担受診券

新生児聴覚検査事業の内容について理解し、検査結果を関係機関と共有することに同意します。			
保護者氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
住 所		交付番号	
出 産 日	年 月 日		

※検査費用が助成金額よりも高くなる場合には、医療機関への支払いが必要となります。

※生活保護法の規定による出産扶助を受けられる方は、この受診券は使えません。

上記新生児聴覚検査を依頼します。 月ごとに取りまとめて、翌月10日までに請求してください。 （3月分については4月5日までに請求してください。）  医療機関の長 様  <p style="text-align: right;">京都府亀岡市長</p>						
検査の種類 (実施した検査にチェックしてください。)	<input type="checkbox"/>	自動ABR又はABR (助成金額：4,020円)	<input type="checkbox"/>	<u>OAE</u> (助成金額：1,500円)		
※検査の結果は、母子健康手帳に必ず記入してください。						
初回検査	検査実施日	年 月 日	右耳	パス リファー	左耳	パス リファー
確認検査	検査実施日	年 月 日	右耳	パス リファー	左耳	パス リファー
(要精検者のみ) 精密検査紹介先医療機関						
医療機関名等	医療機関名			担当医師名		

別記第2号様式中「妊産婦健診」の次に「及び新生児聴覚検査」を加え、「3,240」を「3,620」に、

「

受診費用又は上限額の低い方の金額の合計	①	受診費用又は上限額の低い方の金額の合計	②
---------------------	---	---------------------	---

」

を

「

受診費用又は上限額の低い方の金額の合計	①	自動ABR又はABR	年 月 日	4,020
		OAE	年 月 日	1,500
受診費用又は上限額の低い方の金額の合計	①	受診費用又は上限額の低い方の金額の合計	②	

」

に改める。

別記第3号様式中「亀岡市妊産婦健診」の次に「及び新生児聴覚検査」を加え、「妊産婦健診費用助成金の」を「助成金の」に改める。

別記第4号様式中「亀岡市妊産婦健診」の次に「及び新生児聴覚検査」を加え、「妊産婦健診費用助成金に」を「助成金に」に、「漢字を」を「数字を」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第54号

亀岡市出産・子育て応援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市出産・子育て応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」別紙）（以下「国要綱」という。）に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、国要綱で使用する用語の例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 出産応援給付金 前条の目的を達成するために、亀岡市（以下「市」という。）が支給する出産応援ギフトをいう。
- (2) 子育て応援給付金 前条の目的を達成す

るために、市が支給する子育て応援ギフトをいう。

（事業開始日）

第3条 国要綱第3に規定する事業開始日は、令和5年4月1日とする。

（伴走型相談支援）

第4条 伴走型相談支援は、妊婦・子育て世帯を対象とする。

2 伴走型相談支援は、次の各号に定める支援を行うものとする。

- (1) 妊娠の届出時の面談等
- (2) 妊娠8か月頃の面談等
- (3) 出生後の面談等
- (4) 面談後の情報発信、随時の相談受付等

3 伴走型相談支援における面談等及びアンケートは、国要綱の規定に準じて実施するものとする。

（出産応援給付金の支給）

第5条 市長は、次の各号に定める支給区分に応じ、それぞれ別表第1に掲げる支給対象者に対し、出産応援給付金を支給する。

- (1) 支給妊婦 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）
- (2) 経過措置妊婦 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）
- (3) 遡及支給妊婦 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、前号に該当する者を除く。）

2 前項の規定による支給内容は、対象となる妊娠1回につき5万円の現金給付とする。

（子育て応援給付金の支給）

第6条 市長は、次の各号に定める支給区分に応じ、それぞれ別表第2に掲げる支給対象者

に対し、子育て応援給付金を支給する。

- (1) 支給養育者 事業開始日以降に出生した児童であって、日本国内に住所を有する児童（出生の届出をした者に限る。）を養育する者
- (2) 遡及支給養育者 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生し、日本国内に住所を有する児童（出生の届出をした者に限る。）を養育する者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援給付金は支給しない。

- (1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者
- (2) 法人

3 第1項の規定による支給内容は、対象児童1人につき5万円の現金給付とする。

（出産・子育て応援給付金の支給方法の特例）

第7条 出産応援給付金及び子育て応援給付金（以下「出産・子育て応援給付金」という。の支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の市町村において実施した場合であっても、出産・子育て応援給付金は、支給対象者が申請時点で市に居住する場合、市が支給する。この場合、市長は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況等を確認することとする。

（支給の申請）

第8条 出産・子育て応援給付金の支給を受けようとする第5条第1項及び第6条第1項に規定する支給対象者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の公的身分証明書の写し

- (2) 振込口座を確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、別表第1及び別表第2に掲げる申請期限までに行うものとする。

3 申請書は、市長が支給の決定をした後、出産・子育て応援給付金の請求書として取り扱う。

4 出産・子育て応援給付金の請求は、市長が支給の決定をした場合に、当該支給の決定の日になされたものとみなす。

（支給の方式）

第9条 出産・子育て応援給付金の支給は、申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式によって行う。ただし、市長が当該支払方法により難いと認めるときは、この限りでない。

（支給の決定）

第10条 市長は、第8条第1項の規定により申請を受け付けたときは、その内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、その結果を当該申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査において、提出物に不備又は添付書類の不足が認められたときは、当該審査を保留することとし、当該不備の補正又は不足書類の補完について、当該申請者に通知する。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 支給対象者から第8条第2項の申請期限までに同条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が、出産・子育て応援給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 前条第2項において、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者から、市が定めた期限内に補正又は補完が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

3 市長が前条第1項の規定による支給決定を

行った後、申請者の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他申請者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 市長は、出産・子育て応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により出産・子育て応援給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った出産・子育て応援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 出産・子育て応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別表 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第55号

亀岡市第2子以降保育料無料化助成事業実施要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市第2子以降保育料無料化助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第2子以降の児童に係る民間の保育所、認定こども園、幼稚園又は企業主導型保育施設（以下「民間保育施設等」という。）の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減し、子どもを安心して生み育てられる環境づくりに資するため、亀岡市第2子以降保育料無料化助成金（以下「助成金」という。）を支給する亀岡市第2子以降保育料無料化助成事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第2子以降の児童 同一世帯における2人目以降の児童であり、かつ、市内に住所を有する者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する保護者をいう。
- (3) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
- (4) 幼稚園 法第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (5) 保育所 法第7条第4項に規定する保育所をいう。
- (6) 企業主導型保育施設 法第7条第10項第4号ハに規定するものをいう。
- (7) 保育料 民間保育施設等における保育サービスに対する利用料のうち、次のアからエまでに掲げる保育料であって、子ども

も・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）第28条の16各号に掲げる費用を除いたものをいう。

ア 認定こども園における預かり保育料

イ 幼稚園における預かり保育料

ウ 幼稚園における月の途中から利用を開始した対象児童に係る保護者負担分の保育料

エ 保育所及び認定こども園における延長保育料

オ 企業主導型保育施設における保育料（対象者）

第3条 助成金の支給の対象となる者は、民間保育施設等を利用する第2子以降の児童（以下「対象児童」という。）を養育する市内に住所を有する保護者とする。

（無料化認定の申請）

第4条 前条に該当する保護者が助成金の支給を受けようとするときは、対象児童ごとに第2子以降保育料無料化助成事業認定申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出し、第2子以降保育料無料化助成事業の認定（以下「無料化認定」という。）を受けなければならない。

（無料化認定の通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、無料化認定の可否を決定し、第2子以降保育料無料化助成事業認定通知書（別記第2号様式）により、その旨を当該申請を行った保護者に通知するものとする。

（無料化認定の有効期間）

第6条 無料化認定の有効期間は、内閣府令第28条の5の規定に準ずるものとする。

（助成金の額）

第7条 助成金の額は、認定保護者（第5条の規定による無料化認定を受けた保護者をいう。

以下同じ。）が民間保育施設等に支払った対象児童の保育料の額とする。

（助成金の請求）

第8条 助成金の支給を受けようとする認定保護者は、別に定める請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 保育料を納付したことを証する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 民間保育施設等の設置者が認定保護者の保育料の支払いを免除している場合は、第3条の規定にかかわらず、民間保育施設等の設置者が、当該助成金の支給を受けることができる。ただし、国、他の地方公共団体又はこれに準じる団体が行う助成金に相当する金銭の交付を受ける見込みがあり、又は既に受けている場合は、この限りでない。

3 前項の規定により、助成金の支給を受けようとする民間保育施設等の設置者は、別に定める請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 認定保護者が支払いの免除を受けた保育料が確認できる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

4 認定保護者又は民間保育施設等の設置者が助成金の支給を請求できる期間は、対象児童が民間保育施設等を利用した日の属する月の翌月1日から起算して2年以内とする。

（助成金の支給）

第9条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支給するものとする。

（助成金の返還）

第10条 市長は、認定保護者又は民間保育施設等の設置者が虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けたことが判明したときは、無料化認定を取り消し、又は既に支給した助成金があるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第11条 市長は、事業の実施に関して必要があると認めるときは、保護者、民間保育施設等の設置者その他の関係者に対し、必要な事項の報告並びに文書の提出又は提示を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第56号

亀岡市サンガスタジアム・イノベーション・フィールド実証実験補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第168号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第14条第1項中「3月15日」を「3月10日」に改める。

別表第1備考を削る。

別記第3号様式の2中

「

役職名	氏名	フリガナ	生年月日	性別

」

を

「

役職名	氏名	フリガナ	生年月日

」

に改める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第57号

亀岡市有機JAS認証取得支援事業補助金交付要綱（令和3年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第5条第1号中「2分の1」を「次表に掲げる割合」に改め、同条に次の表を加える。

過去にこの要綱による補助金の交付を受けた回数	割合
未交付	10分の7
1回	10分の6
2回	10分の5

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

## 亀岡市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により物品売払代金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 委託先

名称	所在地
株式会社 やまざき商店	亀岡市北町19番地
有限会社 さわだ書店	亀岡市千代川町小川2丁目1番23号
BOOKS はあぶ	亀岡市追分町馬場通21番地15

## 2 委託した物品売払代金

委託先において販売する次に掲げる冊子の売払代金

「亀岡の行事と行事食」

## 3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第59号

## 市道路線の認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定する。  
その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

認定告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
11232	並河2丁目3号線	亀岡市大井町並河2丁目814番先	
		亀岡市大井町並河2丁目849番先	
11233	並河2丁目4号線	亀岡市大井町並河2丁目824番先	
		亀岡市大井町並河2丁目819番先	
11234	並河2丁目5号線	亀岡市大井町並河2丁目839番先	
		亀岡市大井町並河2丁目832番先	
18328	柏原田中線	亀岡市篠町柏原田中19番3先	
		亀岡市篠町柏原田中21番8先	

「揭示済」

亀岡市告示第60号

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。

その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

変更告示をする路線

路線番号	路線名	起	点
		終	点
04050	地蔵又年ノ射場線	変更前	亀岡市曾我部町犬飼地蔵又41番地の3先
			亀岡市曾我部町犬飼年ノ射場1番地先
		変更後	亀岡市曾我部町犬飼地蔵又41番地の3先
			亀岡市曾我部町犬飼坊ヶ辻9番地先

11004	上溝大井垣内線	変更前	亀岡市大井町並河中嶋24番地先 亀岡市大井町並河上溝176番地の5先
		変更後	亀岡市大井町並河中嶋24番地先 亀岡市大井町並河中嶋22番地の2先
11050	中条上溝線	変更前	亀岡市大井町並河1丁目214番地先 亀岡市大井町並河上溝214番地の34先
		変更後	亀岡市大井町並河1丁目214番地先 亀岡市大井町並河上溝213番地の2先
16006	才ノ本北垣内線	変更前	亀岡市河原林町河原尻北垣内44番地先 亀岡市河原林町河原尻才ノ本15番地の2先
		変更後	亀岡市河原林町河原尻北垣内39番地の1先 亀岡市河原林町河原尻才ノ本15番地の2先

「揭示済」

亀岡市告示第61号

市道路線の区域に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年4月1日から令和5年4月17日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

区域告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11232	並河2丁目3号線	亀岡市大井町並河2丁目814番先	189.88m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目849番先		6.00m

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11233	並河2丁目4号線	亀岡市大井町並河2丁目824番先	66.26m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目819番先		6.00m
11234	並河2丁目5号線	亀岡市大井町並河2丁目839番先	78.01m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目832番先		6.00m
18328	柏原田中線	亀岡市篠町柏原田中19番3先	83.93m	5.00m
		亀岡市篠町柏原田中21番8先		6.11m
04050	地蔵又年ノ射場線	亀岡市曾我部町犬飼地蔵又41番地の3先	348.24m	2.19m
		亀岡市曾我部町犬飼坊ヶ辻9番地先		4.27m
11004	上溝大井垣内線	亀岡市大井町並河中嶋24番地先	56.91m	1.80m
		亀岡市大井町並河中嶋22番地の2先		2.85m
11050	中条上溝線	亀岡市大井町並河1丁目214番地先	10.18m	1.80m
		亀岡市大井町並河上溝213番地の2先		2.75m
16006	才ノ本北垣内線	亀岡市河原林町河原尻北垣内39番地の1先	412.03m	2.01m
		亀岡市河原林町河原尻才ノ本15番地の2先		13.80m

「揭示済」

亀岡市告示第62号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和5年4月1日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年4月1日から令和5年4月17日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始告示をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
11232	並河2丁目3号線	亀岡市大井町並河2丁目814番先	189.88m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目849番先		6.00m
11233	並河2丁目4号線	亀岡市大井町並河2丁目824番先	66.26m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目819番先		6.00m
11234	並河2丁目5号線	亀岡市大井町並河2丁目839番先	78.01m	6.00m
		亀岡市大井町並河2丁目832番先		6.00m
18328	柏原田中線	亀岡市篠町柏原田中19番3先	83.93m	5.00m
		亀岡市篠町柏原田中21番8先		6.11m
16006	才ノ本北垣内線	亀岡市河原林町河原尻北垣内39番地の1先	412.03m	2.01m
		亀岡市河原林町河原尻才ノ本15番地の2先		13.80m

「揭示済」

亀岡市告示第63号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託先  
 名称 一般社団法人亀岡市観光協会  
 所在地 京都府亀岡市追分町谷筋25番地30
- 2 委託した徴収事務  
 亀岡市立図書館中央館第2駐車場におけるバスの駐車料金
- 3 委託期間  
 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

「揭示済」

## 亀岡市告示第64号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年4月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
令和4年度  
後期高齢者医療保険料督促状8期分
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

## 亀岡市告示第65号

## 市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推

進部土木管理課において令和5年4月10日から令和5年4月24日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

区域変更をする路線

路線番号	路線名	変更路線起終点	変更前		変更後	
			延長	幅員	延長	幅員
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番地の1先	5,073.08m	3.51m	5,073.08m	3.51m
		亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番地の3先		~ 20.46m		~ 20.46m

「揭示済」

亀岡市告示第66号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を令和5年4月10日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部土木管理課において、令和5年4月10日から令和5年4月24日まで一般の縦覧に供する。

令和5年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

供用開始をする路線

路線番号	路線名	起 点	延長	最小幅員
		終 点		最大幅員
13007	池尻宇津根線	亀岡市馬路町滝ケ元1番地の1先	5,073.08m	3.51m
		亀岡市河原林町勝林島畑ケ田37番地の3先		20.46m

「揭示済」

亀岡市告示第67号

亀岡市まなびの機会サポート事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市まなびの機会サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市内の不登校児童生徒の学びの機会を確保するとともに社会的自立を支援することを目的として、亀岡市補助金等交付規則（昭和41年亀岡市規則第5号）及びこの要綱の定めるところにより、不登校児童生徒の保護者等に対してフリースクールを利用するために要する費用の一部に対し、予算の範囲内において亀岡市まなびの機会サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、亀岡市立小学校、中学校又は義務教育学校に在籍し、かつ、本市に住民基本台帳上の住所を有する者をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。
- (3) 保護者等 学校教育法第16条に規定す

る保護者又は当該児童生徒と生計を一にし、若しくはその監護を行う者をいう。

- (4) フリースクール 不登校児童生徒が学校外の施設において相談、指導等を受けた日数について、不登校児童生徒が在籍する小学校、中学校又は義務教育学校の学校長（以下「在籍学校長」という。）が教育委員会と連携の上、指導要録上出席扱いとすることを認めた施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、フリースクールに通う児童生徒の保護者等であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 教育委員会及び在籍学校長が、児童生徒に対する適切な支援を行うため、児童生徒が通うフリースクールと必要な情報を共有することに承諾すること。
- (2) 次条に規定する補助対象経費について他の制度による補助金等を受けていないこと。
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、児童生徒がフリースクールを利用するに当たり保護者等が負担する授業料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、フリースクールを利用する児童生徒1人当たり月額1万円と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、亀岡市まなびの機会サポート事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 亀岡市まなびの機会サポート事業補助金

の交付申請について（副申）（別記第2号様式）

- (2) 補助対象経費の金額が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書は、年度ごとに補助金の交付を受けようとする最初の月（以下「申請初月」という。）の末日までに提出するものとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。  
（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、亀岡市まなびの機会サポート事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。  
（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、亀岡市まなびの機会サポート事業補助金施設利用状況報告書兼請求書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が支払った補助対象経費の金額が確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による請求の期限は、次の各号に掲げる申請初月ごとに当該各号に定める日とする。

- (1) 4月から9月まで 申請初月が属する年度の10月20日
- (2) 10月から3月まで 申請初月が属する年度の翌年度の4月10日

（変更の届出）

第9条 交付決定者は、亀岡市まなびの機会サポート事業補助金交付申請書に記載した内容に変更があったときは、速やかに亀岡市まなびの機会サポート事業補助金交付申請書記載

事項変更届（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（情報提供）

第11条 教育委員会及び在籍学校長は、この要綱に基づく交付事務の円滑かつ適正な実施及び交付決定者の児童生徒に対する連携した支援を行うために交付決定者の同意に基づき、必要な情報をフリースクールと共有するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、告示の日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

（申請書の提出期限の特例）

2 第6条第2項の規定にかかわらず、申請初月が令和5年4月である場合は、令和5年5月末日までに同条第1項の規定による申請書を提出するものとする。

【別記様式 省略】

「揭示済」

亀岡市告示第68号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市市民生活部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

令和5年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類  
督促状 令和4年度 市府民税 随1期
- 2 送達を受けるべき者  
住所 省略  
氏名 省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第69号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定による事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業者の名称  
株式会社ニチイ学館
- 2 事業所の名称  
ニチイケアセンター亀岡
- 3 事業所の所在地  
亀岡市篠町馬堀駅前2丁目201番8  
すずらんビル3階302号室
- 4 廃止年月日  
令和5年4月30日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

「揭示済」

亀岡市告示第70号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「古世町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 川上 知紘
- 2 変更年月日  
令和5年4月9日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第71号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「東堅町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 吉中 賢次
- 2 変更年月日  
令和5年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第72号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「出雲区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 杉崎 隆男
- 2 変更年月日  
令和5年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「大井町かすみヶ丘区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 増田 萬里子
- 2 変更年月日  
令和5年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第4区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 藤坂 忠行
- 2 変更年月日  
令和5年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「横町自治会」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 橋本 修吾
- 2 変更年月日  
令和5年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第1区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 植村 秀男
- 2 変更年月日  
令和5年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町柏原区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 安川 正廣
- 2 変更年月日  
令和5年4月9日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第78号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「千代川町今津区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 豊嶋 賢
- 2 変更年月日  
令和5年4月9日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「河原林町勝林島下島区」

- 1 変更があった事項及び内容  
代表者の住所及び氏名  
住所 省略  
氏名 能瀬 伸昭
- 2 変更年月日  
令和5年4月1日
- 3 変更理由  
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第6区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 伊津 保

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 太田 覚一

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「掲示済」

亀岡市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「三宅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石垣 慶彦

(2) 区域

本会の区域は、亀岡市三宅町の全域のうち、八田、三宅町一丁目の全域を除くものとする。

また、三宅町57番地区域においては、57番地、57番地3、57番地4、57番地48を本会区域とし、それ以外の三宅町57番地区域は本会区域から除く。

三宅町二丁目区域においては、5番地14から20までと6番地5から11までの区域を本会区域とし、それ以外の三宅町二丁目区域は本会区域から除く。

新たに、三宅町野々神1-159、4、5を本会区域に編入し、それ以外の三宅町野々神区域は、本会区域から除く。

2 変更年月日

代表者の住所及び氏名

令和5年4月1日

区域

令和5年4月24日（規約変更認可の日）

3 変更理由

任期満了に伴う代表者変更及び現状と規約の区域が異なるため、現状の区域にあわせて規約の区域を変更

「揭示済」

亀岡市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町印地区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 入江 淳雄

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第84号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「旭町美濃田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 川勝 護

2 変更年月日

令和5年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第85号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町太田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 奥 一郎

2 変更年月日

令和5年4月2日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「北古世町自治会」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 一瀬 兼二

(2) 主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地の変更

「揭示済」

亀岡市告示第87号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「学ヶ丘区」

1 変更があった事項及び内容

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中井 富晴

(2) 主たる事務所所在地

省略

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者及び事務所所在地  
の変更

「揭示済」

亀岡市告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
260条の2第11項の規定により、地縁によ  
る団体から告示事項の変更の届出があったので、  
同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「保津町第七区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 渡邊 裕昭

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
260条の2第11項の規定により、地縁によ  
る団体から告示事項の変更の届出があったので、

同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「蕨田野町鹿谷区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 井木 範之

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第90号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
260条の2第11項の規定により、地縁によ  
る団体から告示事項の変更の届出があったので、  
同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西田 章夫

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第91号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「城山台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 高野 和義

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第92号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町森区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石野 勉

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第93号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体から告示事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和5年4月24日

亀岡市長 桂川孝裕

「篠町広田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 近藤 好伸

2 変更年月日

令和5年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第25号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 名称、位置及び面積

名 称	位 置	面 積
亀岡駅北3号公園	亀岡市亀岡駅北1丁目地内	0.29ha
亀岡駅西公園	亀岡市亀岡駅北3丁目地内	0.03ha
大井町南部1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内	0.06ha
大井町南部2-1号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内	0.22ha
大井町南部2-2号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内	0.03ha
大井町南部3号公園	亀岡市大井町並河5丁目地内	0.24ha
大井町南部4号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内	0.35ha
大井町南部5号公園	亀岡市大井町並河2丁目地内	0.05ha

## 2 区 域

別添図面のとおり（略）

（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する。）

## 3 供用開始の期日

令和5年4月1日

「揭示済」

亀岡市公告第26号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

令和5年4月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
 亀岡市大井町並河3丁目26の1の一部、26の2から26の4まで、27の1、土田3丁目228の53、228の90（関連区域）  
 亀岡市大井町並河3丁目26の5の一部、26の6、27の3、土田3丁目228の一部、228の38の一部、228の50の一部、228の52の一部、228の86の一部、市有地、府有地
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
 亀岡市保津町上火無66の2  
 株式会社サンホー

「揭示済」

亀岡市公告第27号

「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し策定支援業務について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年4月10日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

- (1) 業務番号  
5地福第1号
- (2) 業務名  
「第3期亀岡市地域福祉計画」中間見直し策定支援業務
- (3) 業務内容  
別紙仕様書のとおり
- (4) 業務場所  
亀岡市役所等
- (5) 業務期間  
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (6) 見積限度額  
3,520,000円  
(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

- プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。
- (1) 国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
  - (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。  
 ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合には

その役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しない者

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月21日(金)まで

※窓口での交付は、土日を除き、午前9時から午後5時まで  
(正午から午後1時までを除く。)

イ 交付場所

「7 事務局」又は「亀岡市ホーム

ページ」からダウンロード

ウ 交付する書類

実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式

(2) 参加申込み

ア 提出書類

プロポーザル参加申込書(様式1)

事業所概要(様式2)

業務実績書(様式3)

亀岡市における入札参加資格認定通知書(受領書)の写し

※「亀岡市競争入札参加資格者でない場合」は、次の書類を提出すること。

商業登記簿謄本(現在事項証明書、履歴事項全部証明書も可)

本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書(その3又はその3の3)

市町村税の納税証明書(滞納がないことが確認できるもの)

誓約書(様式8)

役員一覧表(様式9)

支店・営業所の場合、本社の委任状(様式10)

※上記提出書類は、参加を希望する営業所について記載すること。

イ 部数

各1部

ウ 提出方法

持参又は書留郵便

【4月21日(金)必着】

エ 提出場所

「7 事務局」の記載のとおり

オ 提出期限

令和5年4月21日(金)午後5時まで

※受付は、土日を除き、午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

カ 参加資格審査結果

令和5年4月25日(火)に結果通知を発送する。

(3) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

ア 受付期間

令和5年4月10日(月)から令和5年4月14日(金)午後5時まで

イ 受付方法

質問書(様式4)に記入の上、「7 事務局」まで電子メール又はFAXで提出すること。電話又は口頭による質問には応じない。また、送信確認の電話をすること。

ウ 回答日・回答方法

令和5年4月18日(火)午後5時までに電子メールで回答する。また、亀岡市ホームページに掲載する。

エ 質問内容

質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査(評価)に関する質問は一切受け付けない。

(4) 企画提案書の提出方法

参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

ア 提出書類

「(5) 企画提案書について」に記載のとおり

イ 提出部数

正本1部、副本5部

ウ 提出方法

持参又は書留郵送

【5月22日(月)必着】

エ 提出先

「7 事務局」に記載のとおり

オ 受付期間

令和5年4月25日(火)から令和5年5月22日(月)まで

※受付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く。)

(5) 企画提案書について

企画提案書は、次のとおりとする。

ア 企画提案書表紙(様式5)

イ 企画提案書(様式自由。仕様書に基づいた内容とすること。ただし、仕様書に示す要求事項を上回る独自の提案をする場合は、そのポイントが明確に分かるように記載すること。)

ウ 工程表(様式自由)

エ 参考見積書及び内訳書(様式自由。なお、金額は税込みとし、見積限度額以下の金額とすること。)

オ 予定担当者調書(様式6)

4 審査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、「亀岡市地域福祉計画」策定支援業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別表「審査項目」に基づきプレゼンテーション審査を実施する。

なお、参加者が1者のみの場合は、選定委員会に諮り決定する。

(1) 日時

令和5年5月26日(金)

※開始時刻については、電子メールにて別途通知する。

(2) 場所

亀岡市役所 3階303会議室

(3) 出席者

出席者は2名以内とする。

(4) 所要時間

30分以内（準備3分、説明15分、質疑応答10分、片付け2分）

(5) 内容

説明は、企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

(6) 使用機器

プロジェクター等の機材の使用を認めるが、本市からの貸出しは行わない。

パワーポイント等を使用する場合、スライドを印刷した資料を企画提案書に添付して提出すること。

5 結果通知等

(1) 優先契約交渉事業者の決定

選定委員会の審査において、最高評価点を得た者を候補者として決定する。最高評価点を得た者が複数の場合は、全体の評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。なお、最高評価点を得た者が評価点合計の4割に満たない場合にあっては、候補者の選定を行わず、再公募等行うものとする。

(2) 結果通知

審査結果は、優先契約交渉事業者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知するとともに、亀岡市ホームページに掲載する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに本市において指名停止等に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

6 その他

(1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加申込み後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式7）を提出すること。

(3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原

則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。

(4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。

(5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。

(6) 提出書類等は返却しない。

(7) 審査により選定された候補者は、業務委託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

(8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。

(9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。

(11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成12年亀岡市条例第32号）に基づき提出書類を公開することがある。

(12) 次の場合、提出書類等は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合

エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合

(13) 審査内容や審査経過については公表しない。

(14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。

(16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。

## 7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部地域福祉課地域福祉係

電話番号：0771-25-5029

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：fukusi-suisin@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

---

## 亀岡市公告第28号

一般競争入札（条件付き）にかかる特定建設工事共同企業体の公募について、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

令和5年4月19日

亀岡市長 桂川孝裕

## 1 工事の概要等

- |          |   |
|----------|---|
| (1) 工事番号 | 4教第3号   |
| (2) 工事名  | 亀岡市立城西小学校校舎長寿命化改修工事（建築）   |
| (3) 工事場所 | 亀岡市余部町前川原地内   |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事  |
| (5) 工事概要 | ①施設概要 <ul style="list-style-type: none"><li>・用途・構造：小学校 鉄筋コンクリート造4階建て</li><li>・延床面積：4,957㎡</li></ul> ②工事概要 <ul style="list-style-type: none"><li>・外壁・屋上防水全面改修工事<br/>(外壁クラック補修・塗装替、屋上シート防水)</li><li>・内装全面改修<br/>(床・壁・天井仕上げ全面改修)</li></ul> |

- ・ 建具改修  
(ガラス入替・SP新設・シーリング打替)
  - ・ ユニット更新  
(塗板・掲示板・家具・実験台全面入替)
- (6) 工 期 議決のあった翌日から令和7年10月31日まで
- (7) 部 分 払 有
- ・ 令和5年度出来高予定額に係る部分払1回
  - ・ 令和6年度出来高予定額に係る部分払1回
- (8) 前 金 払 有 (保証事業会社の保証が必要)
- ・ 第1回払金 令和5年度出来高予定額に係る前払金
  - ・ 第2回払金 令和6年度出来高予定額に係る前払金
  - ・ 第3回払金 令和7年度出来高予定額に係る前払金
- (9) 中間前金払 請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む。)で前金払をしている工事については、各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過していること、工程表により各会計年度の出来高予定額に対応する工事実施期間の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること、既に行われた当該会計年度における工事に要する経費が、各会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、請求できる。(中間前払金は各会計年度における出来高予定額の20%以内 保証事業会社の保証が必要)
- (10) 最低制限価格 採用
- (11) 入札保証金 免除
- (12) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (13) 支給材料及び貸与品 無
- (14) 契約書の要否 要

## 2 入札参加資格要件

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)であって、次に掲げる要件等を満たすものであること。

### (1) 共同企業体の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」

「B等級」に認定された者2者による共同企業体とする。なお、組合せは、建築A等級と建築A等級による2者又は建築A等級と建築B等級による2者とする。ただし、1者が複数の共同企業体の代表者又は構成員となることはできない。

イ 共同企業体は、自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、全ての構成員が30パーセント以上の出資比率であるものとする。

エ 共同企業体入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）等の提出期限日から開札日までの期間において、亀岡市の指名停止を受けていないこと。

(2) 共同企業体の代表者の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。また、下請総額が7,000万円以上となる場合に、監理技術者として、「建築一式工事」に係る監理技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 出資比率が構成員中最大の者であること。

エ 共同企業体による建築一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(3) 共同企業体の代表者以外の構成員の要件

ア 令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」、  
「B等級」に認定され、亀岡市内に本社（本店）を置く者であること。

イ 主任技術者として、「建築一式工事」に係る主任技術者資格（国家資格者に限る。）を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を、工事現場に専任で配置できるものであること。

ウ 共同企業体による建築一式工事の手持ち工事がないこと。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する令和5年4月1日以降に発注した建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、1者単独での受注案件、随意契約によるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の共同企業体による競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失うこととする。）

(4) 共同企業体の協定方式

協定書は、「特定建設工事共同企業体協定書（甲型）」による。共同企業体の名称は、「○

○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

(5) その他

一般競争入札（事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりとする。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 共同企業体入札参加申請書（別紙）
- (2) 特定建設工事共同企業体協定書（甲型）（別紙）
- (3) 技術者配置予定書（別紙）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

技術者配置予定書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,500万円（建築一式は7,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(4) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 技術者配置予定書に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

※ 提出書類は、電子入札システムにより提出するものとするが、3の(1)、(2)については、押印がある書類のPDF化したものを提出すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和5年4月19日（水） 午後3時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	令和5年4月19日（水） 午後3時から なお、設計図書（図面等）は、 令和5年4月19日（水）午後3時から 令和5年5月19日（金）午後5時まで （閉庁日及び閉庁時間は除く。）	共通事項2のとおり ※設計図書（図面等）については、 亀岡市役所3階契約検査課にて、令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工

			事」の「A等級」「B等級」に認定されたものに配布。
入札参加資格確認申請書等の受付	令和5年5月8日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年5月9日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	令和5年5月11日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知		共通事項3のとおり
質疑の受付	申請書等に関する質問 令和5年5月2日（火）午後5時まで 設計図書に関する質問 令和5年5月15日（月）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 令和5年5月17日（水）午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	令和5年5月22日（月） 午前9時から午後5時まで 令和5年5月23日（火） 午前9時から午後3時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：令和5年5月23日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 令和5年5月25日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	令和5年5月26日（金）午後5時まで		共通事項5-2のとおり
開札日時	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	電子入札システムによる
	令和5年5月26日（金） 午前10時	令和5年5月29日（月） 午前10時	
再度入札を行う場合の入札期間	令和5年5月29日（月） 午前9時から午後3時まで	令和5年5月30日（火） 午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり
再度入札の開札日時	令和5年5月29日（月） 午後3時以降	令和5年5月30日（火） 午後3時以降	電子入札システムによる

※ 設計図書（図面等）については、令和5年4月19日（水）午後3時から令和5年5月19日（金）午後5時までの間（閉庁日及び閉庁時間は除く。）、亀岡市役所3階契約検査課にて、令和5年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」「B等級」に認定されたものに配布する。受領の際、直接受領する者の印（認印可）を持参すること。

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、入札参加申請書と技術者配置予定書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、技術者配置予定書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

入札金額が、予定価格以下で最低制限価格以上となっている、最低価格の入札者を落札者とする。

7 その他

(1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年亀岡市条例第1号）に該当する契約は、議会の議決を得るまでは仮契約として、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

(2) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(3) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(4) 入札2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に

提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(5) 本案件を落札した業者は、他の共同企業体による建築一式工事の競争入札に参加することができない。ただし、他の案件の公告日までに工事完成届が提出された場合は入札に参加することができる。

(6) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 総務部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第29号

令和5年度亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託について、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和5年4月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務概要

(1) 業務名

令和5年度亀岡市フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託

(2) 業務内容

介護予防・重度化防止の取組において、特に高齢者がフレイル状態に陥ることを防

ぐことに重点をおいた新たな介護予防拠点を創出するためにフレイル予防特化型介護予防事業を実施するものである。

※詳細は、別紙「令和5年度フレイル予防特化型介護予防事業実施業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 見積限度額

1箇所あたり600,000円

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

(1) 公告から契約締結日までの間、国や地方公共団体等の指名停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において

同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 業務一括再委託しないこと。

(7) 国や市が推進する介護予防・重度化防止の施策を理解し、介護予防等の取組の実績があり、精通していること。

3 手続等

(1) 実施要領

ア 交付期間

公募開始から令和5年5月9日（火）まで

※窓口での交付は、土日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで

（正午から午後1時までを除く。）

<p>イ 交付場所 「7 事務局」又は「市ホームページ」からダウンロード</p> <p>ウ 交付する書類 実施要領、仕様書、参加申込書、その他様式</p> <p>(2) 質問の受付及び回答 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。</p> <p>ア 受付期間 公募開始から令和5年4月26日（水）午後5時まで</p> <p>イ 受付方法 質問書に記入の上、「7 事務局」まで電子メールで提出すること。 電話又は口頭による質問には応じない。</p> <p>ウ 回答日及び回答方法 令和5年5月1日（月）に、市ホームページへ質問及び回答内容を掲載する。</p> <p>エ 質問内容 質問内容は、参加申込み及び企画提案書等に関するもののみとし、審査（評価）に関する質問は一切受け付けない。</p> <p>(3) 参加申込み</p> <p>ア 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式1） 団体等概要（様式2） ※活動実績のわかる資料（任意様式）を添付すること。 業務実績書（様式3） 亀岡市における入札参加資格認定通知書（受領書）の写し 誓約書（様式4） ※上記提出書類は、参加を希望する支店又は営業所について記載すること。 ※亀岡市競争入札参加資格者でない場合は、次の書類も併せて提出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人にあつては、商業登記簿謄本（現在事項証明書、履歴事項全部証明書でも可）</li> <li>・個人にあつては、住民票等住所がわかる証明書</li> <li>・法人にあつては、本社分の直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の3）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）</li> <li>・個人にあつては、直近年度の消費税及び地方消費税納税証明書（その3又はその3の2）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの）</li> <li>・役員等調書（様式5）</li> <li>・支店又は営業所の場合、本社の委任状</li> </ul> <p>イ 部数 各1部</p> <p>ウ 提出方法 持参又は郵送 ※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで （ただし、正午から午後1時までを除く。）</p> <p>エ 提出場所 亀岡市役所1階 高齢福祉課高齢者係</p> <p>オ 提出期限 令和5年5月9日（火）午後5時まで （郵送の場合は必着）</p> <p>(4) 企画提案書の提出方法 参加申込みした事業者は、次のとおり企画提案書を提出すること。ただし、資格確認の結果、本プロポーザルに参加する資格要件を満たさない者に関しては、この限りでない。</p>
---	--

- ア 提出書類  
「(5) 企画提案書について」に記載のとおり
- イ 提出部数  
正本1部、副本7部
- ウ 提出方法  
持参又は郵送  
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで  
(ただし、正午から午後1時までを除く。)
- エ 提出先  
「7 事務局」に記載のとおり
- オ 受付期間  
令和5年5月18日(木)午後5時まで(郵送の場合は必着)
- (5) 企画提案書について  
企画提案書は、次のとおりとする。
  - ア 企画提案書表紙(様式6)
  - イ 企画提案書  
企画提案書は、別紙仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出すること。  
なお、任意様式にて提出すること。
  - (ア) 提案内容
    - ・団体等概要…団体等の規模や活動内容等
    - ・活動実績…本事業と同様の内容の実績、経験等
    - ・本事業に対する団体等の取組、基本方針、本事業の提案概要及び特長
    - ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
    - ・提案内容…別紙仕様書「4 業務の内容」参照
    - ・実施スケジュール
    - ・その他…上記項目以外の特記すべき事項(ある場合のみ)

- (イ) 予定担当者調書(様式7)
- (ウ) 経費の見積書
  - ・任意見積書様式とする。
  - ・見積書は、金額は税込とし、見積限度額以下の金額にすること。また、提出の際には封入し割印をすること。

#### 4 審査

参加要件を満たすと認められた事業者に対し、亀岡市介護予防拠点活動支援事業(フレイル特化型)モデル事業実施業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、別表「審査項目」に基づいた書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

- (1) 日時  
令和5年5月23日(火)
- (2) 場所  
亀岡市役所2階 202・203会議室
- (3) 出席者  
出席者は2名以内とする。
- (4) 所要時間  
20分以内(準備3分、説明10分、質疑応答5分、片付け2分)
- (5) 内容  
説明は企画提案書に記載した内容とし、新たな資料の配布は認めない。

#### 5 結果通知等

- (1) 優先契約交渉事業者の決定  
審査委員会の審査において、最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者の候補者(以下「候補者」という。)として決定する。最高評価点を得たものが複数の場合は、①全体の評価 ②提案内容評価の項目で一番評価の高い者を候補者とする。  
なお、最高評価点を得たものが評価配点合計の5割に満たない場合にあっては、候

補者の選定を行わず、再公募するものとする。

原則、実施会場数は5箇所としますが、優先契約交渉事業者の実施会場数が5箇所未満の場合、優先契約交渉事業者及び担当課（高齢福祉課）において、実施会場数が5箇所（市街地2箇所、中山間部・山間部3箇所）となるよう協議する。協議の上、実施会場数が5箇所未満となった場合、次点評価点（評価配点5割を満たしていることが必要）の事業者及び担当課（高齢福祉課）において、実施会場数が5箇所（市街地2箇所、中山間部・山間部3箇所）となるよう協議する。

## (2) 結果通知

審査結果は、候補者が決定した後、速やかに本審査参加者全員に書面で通知する。

なお、審査結果通知日から契約を締結するまでに国や地方公共団体等において指名停止に該当する行為を行ったときは、当該審査結果を取り消すことがある。

## 6 その他

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加申込み（参加承諾）後に本プロポーザルを辞退する時は、辞退届（様式8）を提出すること。
- (3) 企画提案書等に記載した担当者等は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由による変更を行う場合は、変更前に本市の了承を得なければならない。
- (4) 業務の一部再委託は、企画提案書に記載がある場合を除き、原則として認めない。
- (5) 提出書類等の追加、修正及び再提出は認めない。
- (6) 提出書類等は返却しない。
- (7) 審査により選定された候補者は、業務委

託にかかる「プロポーザル審査結果通知書」受理日から契約予定業者となり、再度、細部にわたり協議、調整を行い、契約を締結することとする。

- (8) 契約書に係る仕様書は、本市が示した仕様書及び選定された提案に基づき、契約予定者と市と協議の上、決定することとする。
- (9) 発注者は、提案書類等を提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (10) 発注者は、提出書類等を審査に必要な範囲において、複製できるものとする。
- (11) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、亀岡市情報公開条例（平成18年亀岡市条例第9号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (12) 次の場合、提出書類等は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出された場合
  - イ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
  - ウ 提出書類等の作成にあたって不正行為が判明した場合
  - エ 提出書類等の内容が示された条件に適合していない場合
- (13) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (14) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (15) 本プロポーザルを途中で辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (16) 不測の事態があった場合、本案件の執行をやむを得ず中止することがある。
- (17) 参加者が1者の場合は、プロポーザルの手続は継続し、審査の結果、評価配点合計の5割に満たない場合にあつては、候補者の選定を行わず、再公募する。

7 事務局

〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市健康福祉部高齢福祉課

電話番号：0771-25-5032

FAX番号：0771-24-3070

電子メール：kaigo-hoken@city.kameoka.lg.jp

「揭示済」

亀岡市公告第30号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

令和5年4月28日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分、採用予定人数及び受験資格

試験区分		採用予定人数	受験資格
まちづくり技師	チャレンジ方式 総合土木 (土木・農業土木・造園) (上級)	5名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等専門学校（同程度と認めるものを含む。）以上の学校において土木工学、造園・緑地、環境工学のいずれかに関する課程を修得し卒業した人又は令和6年3月31日までに修得し卒業する見込みの人
	チャレンジ方式 学芸員	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を日本史学専攻で卒業（令和6年3月31日までに卒業見込みを含む。）し、学芸員資格を有しており（令和6年3月31日までに取得見込みを含む。）、博物館における歴史・民俗分野の調査等について、知識・経験を有する人

※いずれか1つの試験区分のみ受験が可能である。

※いずれの試験区分も障がい者の受験が可能である。

※募集人数については、現時点における予定に基づくもので、今後の事業計画によって変わるこ

とがある。

※受験資格がないことが明らかになった場合は合格を取り消す場合がある。

※地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定による次の欠格条項に該当する人は受験することができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 亀岡市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、同法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 1次試験の日時等

- (1) 日 時 令和5年6月3日（土）午前9時30分から
- (2) 場 所 亀岡市役所 203会議室
- (3) 試験方法

試験時間	内 容	
9:40～10:30 (50分)	論文試験	規定課題に基づく文章作成
10:40～	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての面接

3 2次試験及び3次試験

内 容			日時及び場所
2次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての面接	令和5年6月23日（金）で、具体的な時間や場所は1次試験合格者に対してのみ通知する。
3次試験	個別面接試験	主に人物能力や意欲等についての面接	令和5年7月11日（火）で、具体的な時間や場所は2次試験合格者に対してのみ通知する。

4 合格発表及び採用

合格発表	
1次試験	6月中旬
2次試験	6月下旬
3次試験	7月末頃

- (1) 1次、2次及び3次試験の合格発表については、当市のホームページで受験番号を掲示するほか、合格者にのみ文書通知を行う。また、3次試験の合格発表については、合格者の受験番号を掲載した公告文を亀岡市役所の掲示場に掲示する。

(2) 最終合格者は、試験区分ごとの職員採用候補者名簿に登載し、令和6年4月1日以降必要に応じて採用される。ただし、最終合格者と調整し、令和6年3月31日以前に採用する場合がある。

(3) 職員採用候補者名簿の有効期間は、令和7年4月1日までとする。

## 5 初任給

(参考：令和5年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。)

大学卒	短大卒
196,312円	177,126円

(1) 職歴や学歴等により給料月額が増減する場合がある。また、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。

(2) 初任給については、採用前の給与改定等により変更になる場合がある。

(3) 福利厚生制度については、共済組合の制度として、保険給付や資金貸付等が受けられる。

(4) 受動喫煙防止対策として、原則敷地内は禁煙である。（一部特定屋外喫煙所がある。）

## 6 受験申込の手続

申込方法	亀岡市職員採用試験のインターネットの専用ページから申し込むこととする。 ※インターネットによる申込みができない場合は、5月10日（水）午後5時までに人事課まで問い合わせることとする。
申込受付期間	令和5年4月28日（金）～5月19日（金）

※心身に障がいがあり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡することとする。

## 7 その他

自然災害などの発生により、試験が中止又は延期になる場合や、試験会場、試験内容、開始時間などが変更になる場合がある。

なお、中止又は延期が生じた場合の通知等は市ホームページなどで行う。

## 8 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話 (0771) 22-3131 (市役所代表) … (内線2954)

電話 (0771) 55-9451 (人事課直通)

FAX (0771) 24-5501

URL: <https://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

# 任免及び辞令

矢野 裕 巳

亀岡市政の円滑な推進に資するため外国語による情報発信等に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

高木 超

SDGs未来都市としての亀岡市の施策を推進するため亀岡市SDGsアドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

安居 昭 博

亀岡市政の円滑な推進に資するため持続可能な地域社会の実現を目指したサーキュラーエコノミーの実践に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

豊川 竜 太

亀岡市商工業行政の円滑な推進に資するため産学官連携に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

吉田 直 樹

亀岡市政の円滑な運営に資するため産業振興に係る市政アドバイザーとして参与に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

末 永 礼 子

(各 通)

出 藏 裕 子

松 浦 千 弘

亀岡市教育委員会委員に任命します

米 原 亨

亀岡市福祉事務所嘱託医に委嘱します

任期は令和6年3月31日までとします

植 木 孝 宜

(各 通)

東 原 博 司

佐 藤 俊 之

島 田 稔

調 拓 治

調 早 苗

瀬 尾 博

十 倉 佳 史

奈 良 武 史

温 井 雅 紀

三 山 将 成

米 原 亨

福 島 達 夫

佐 藤 奈 緒

飯 野 讓

永 田 篤 司

脇 新 五

天 野 智 仁

岩 田 雅 司

(各 通)

五 代 亜由美

松 田 純 子

吉 田 咲稚子

中 西 淳 子

日野原 恵 子

塚 本 佐代子

大 矢 みゆき

橋 本 京 子

加 茂 大 輔

小早川 広 恵

廣 瀬 圭 子

浅 野 有 紀

鈴 木 恵 子

井 本 太

小 森 博 子

竹 本 知 子

細 川 景 子

亀岡市介護認定審査会委員に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

徳 川 輝 尚

(各 通)

中 西 淳 子

瀬 尾 博

(各 通)

森戸俊典  
西裕美  
酒井忠繁  
永井秀之  
鎌田幸恵  
安東慶治  
寺田直人  
山内節子  
日野原恵子  
斉藤保子  
鎌田雄一郎

亀岡市障害者介護給付費等支給認定審査会委員  
に委嘱します

任期は令和7年3月31日までとします

中西正樹

亀岡市地域公共交通会議委員に委嘱します

任期は令和5年7月20日までとします

橋田洋介

亀岡市地域公共交通会議委員の委嘱を解きます

小坂喜太郎

亀岡市立川東保育所嘱託医に委嘱します

佐藤明美

亀岡市立中部保育所及び亀岡市立本梅こども園  
嘱託医に委嘱します

松井史裕

亀岡市立東部保育所嘱託医に委嘱します

上原久和

亀岡市立第六保育所嘱託医に委嘱します

東原博司

亀岡市立別院保育所嘱託医に委嘱します

白川和夫

亀岡市立保津保育所嘱託医に委嘱します

吉岡隆行

亀岡市立森の自然こども園東本梅嘱託医に委嘱  
します

坂井知明

亀岡市立川東保育所嘱託歯科医に委嘱します

荻野茂

亀岡市立中部保育所及び亀岡市立別院保育所嘱  
託歯科医に委嘱します

植村正敏

亀岡市立東部保育所嘱託歯科医に委嘱します

浦田眞幸

亀岡市立第六保育所嘱託歯科医に委嘱します

石川清之

亀岡市立保津保育所嘱託歯科医に委嘱します

脇新五

亀岡市立本梅こども園嘱託歯科医に委嘱します

上原久晴

亀岡市立森のこども園東本梅嘱託歯科医に委嘱  
します

藤原史博

亀岡市立幼稚園医に委嘱します

小野恒太郎

亀岡市立幼稚園歯科医に委嘱します

小谷昌也

亀岡市立幼稚園薬剤師に委嘱します

令和5年4月1日

伊藤航輝

民間複業人材活用に係る実証実験における情報  
セキュリティアドバイザーとして参与に委嘱し  
ます

任期は令和5年10月31日までとします

吉澤友貴

民間複業人材活用に係る実証実験における企業  
版ふるさと納税アドバイザーとして参与に委嘱  
します

任期は令和5年10月31日までとします

吉澤健仁

民間複業人材活用に係る実証実験におけるSN  
Sマーケティングアドバイザーとして参与に委  
嘱します

任期は令和5年10月31日までとします

令和5年4月7日

(各 通) 西 村 信 義  
 數 井 正 一  
 小早川 大 輔  
 森 康 良  
 廣 瀬 日 出 男  
 大 西 市 郎  
 中 村 重 樹

亀岡市中野平松井手財産区管理会委員に選任します

令和5年4月8日

(各 通) 森 一 啓  
 森 隆 宏  
 森 善 彦  
 森 孝 裕  
 日下部 清  
 小 林 芳 文  
 加 舎 茂 和

亀岡市西加舎財産区管理会委員に選任します

(各 通) 河 本 隆 一  
 河 本 秀 憲  
 上 原 正 男  
 河 本 修 一  
 竹 岡 明  
 奥 村 昭

亀岡市東加舎財産区管理会委員に選任します

(各 通) 井 内 廣 樹  
 法 貴 秀 孝  
 中 林 弘 一  
 高 向 進  
 中 川 寛  
 高 向 真 司  
 中 村 修 司

亀岡市東本梅財産区管理会委員に選任します

(各 通) 栗 林 伸 明  
 森 義 孝  
 中 村 親 寛  
 中 村 善 昭

(各 通) 中 村 英 美  
 中 村 昭 治  
 亀岡市中野財産区管理会委員に選任します

(各 通) 竹 原 享  
 早 田 陽 祐  
 早 田 亨 弘  
 森 百 代

亀岡市井手財産区管理会委員に選任します

令和5年4月10日

(各 通) 森 敏 之  
 小早川 伸 夫  
 數 井 智 之  
 數 井 哲 男  
 西 村 謙 二  
 小 林 勉

亀岡市平松財産区管理会委員に選任します

令和5年4月13日

(各 通) 森 伸 重  
 大 原 裕 次  
 西 田 隆 彦  
 由 良 隆 夫  
 榎 久 生  
 中 村 正 弘  
 竹 岡 久

亀岡市本梅財産区管理会委員に選任します

令和5年4月15日

森 岡 明 美  
 亀岡市スポーツ推進委員に委嘱します  
 任期は令和6年3月31日までとします  
 令和5年4月22日

普光江 邦  
 亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します  
 任期は令和6年9月4日までとします  
 令和5年4月25日

## 監査委員欄

# 公表

### 亀岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による監査を亀岡市監査基準に準拠して実施し、同条第12項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和5年4月27日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 小川克己

#### 1 監査の種類

令和5年度随時監査

#### 2 監査の対象

令和4年度末現在における棚卸状況について

- (1) 上下水道部の貯蔵品（緊急修繕用材料及びメーター）
- (2) 市立病院の貯蔵品（医薬品及び診療材料）

#### 3 監査の着眼点

実地棚卸の時期・方法は適切か、保管の方法・場所は適切か、不足・亡失き損・使用不能等の原因の究明及び処置は適切か、在庫現在高は帳簿残高と一致しているかなど、貯蔵品等について適切な在庫管理が行われているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査対象について、書類調査、状況聴取及び在庫保管場所の確認を行った。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 上下水道部

監査の実施場所：上下水道部庁舎

監査実施日：令和5年4月10日

##### (2) 市立病院

監査の実施場所：市立病院

監査実施日：令和5年4月10日

#### 6 監査の結果

特に指摘すべき事項は見当たらず、適正であると認められた。

「揭示済」

## 教育委員会欄

# 教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第1号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

亀岡市教育委員会教育長 神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年亀岡市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項本文の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

別表の1の表負傷又は疾病のため療養する場合の項中「地方公務員法第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める者（以下「再任用常時勤務職員」という。）及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、別表の8の表職員が年次休暇を受ける場合の項中「再任用常時勤務職員及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

区分	再任用常時勤務職員	再任用短時間勤務職員	
		1週間毎の勤務日数及び勤務日毎の勤務時間が同一の職員	左記以外の職員
付与日数	20日	1週間当たりの勤務日数で比例付与 労働基準法（昭和22年法律第49号）の日数を下回る場合は、同法に規定する日数	1週間当たりの勤務時間数で比例付与
取得単位	1日、半日 1時間	1日、1時間 1日7時間45分勤務の場合には、半日単位の取得可	1時間

」を

「

区分	定年前再任用短時間勤務職員	
	1週間毎の勤務日数及び勤務日毎の勤務時間が同一の職員	左記以外の職員
付与日数	1週間当たりの勤務日数で比例付与 労働基準法（昭和22年法律第49号）の日数を下回る場合は、同法に規定する日数	1週間当たりの勤務時間数で比例付与
取得単位	1日、1時間 1日7時間45分勤務の場合には、半日単位の取得可	1時間

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第25号。以下「条例」という。）附則第15項又は第16項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員（条例附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程別表における病気休暇の取扱いの規定を適用する。

4 暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員を除いた職員に対するこの訓令による改正後の亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程別表における年次休暇の取扱いについては、京都府人事委員会が別に定める日数を付与する。

亀岡市教育委員会教育長訓令第2号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

亀岡市教育委員会  
教育長 神先宏彰

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程（平成26年亀岡市教育委員会教育長訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」を「第22条の4第1項本文の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年亀岡市条例第25号）附則第10項、第11項、第15項又は第16項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程の規定を適用する。

# 任免及び辞令

西垣逸郎  
 亀岡市立亀岡小学校学校医に委嘱します

小坂喜太郎  
 亀岡市立安詳小学校学校医に委嘱します

平田正弘  
 亀岡市立東別院小学校学校医に委嘱します

栗山卓弥  
 亀岡市立西別院小学校学校医に委嘱します

樋垣諒  
 亀岡市立曾我部小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立吉川小学校学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立蕨田野小学校学校医に委嘱します

佐藤明美  
 亀岡市立本梅小学校学校医に委嘱します

佐藤俊之  
 亀岡市立畑野小学校学校医に委嘱します

吉岡隆行  
 亀岡市立青野小学校学校医に委嘱します

東原博司  
 亀岡市立大井小学校学校医に委嘱します

森戸俊典  
 亀岡市立千代川小学校学校医に委嘱します

白川和夫  
 亀岡市立保津小学校学校医に委嘱します

松井史裕  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

上原久和  
 亀岡市立城西小学校学校医に委嘱します

植木孝宜  
 亀岡市立詳徳小学校学校医に委嘱します

飯野茂  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校医に委嘱します

飯野讓  
 亀岡市立亀岡中学校学校医に委嘱します

吉岡克己  
 亀岡市立南桑中学校学校医に委嘱します

調幸治  
 亀岡市立育親中学校学校医に委嘱します

十倉佳史  
 亀岡市立東輝中学校学校医に委嘱します

文字直  
 亀岡市立大成中学校学校医に委嘱します

加藤啓一郎  
 亀岡市立詳徳中学校学校医に委嘱します

中川裕隆  
 亀岡市立亀岡川東学園学校医に委嘱します

嶋村浩一  
 亀岡市立亀岡小学校学校歯科医に委嘱します

並河治之  
 亀岡市立安詳小学校学校歯科医に委嘱します

前川眞司  
 亀岡市立東別院小学校学校歯科医に委嘱します

脇新五  
 亀岡市立西別院小学校学校歯科医に委嘱します

内藤春生  
 亀岡市立曾我部小学校学校歯科医に委嘱します

荻野茂  
 亀岡市立吉川小学校学校歯科医に委嘱します

上原久晴  
 亀岡市立蕨田野小学校学校歯科医に委嘱します

河本隆大  
 亀岡市立本梅小学校学校歯科医に委嘱します

藤田幸彦  
 亀岡市立畑野小学校学校歯科医に委嘱します

細木一成  
 亀岡市立青野小学校学校歯科医に委嘱します

遠坂豊  
 亀岡市立大井小学校学校歯科医に委嘱します

浦田眞幸  
 亀岡市立千代川小学校学校歯科医に委嘱します

石川清之  
 亀岡市立保津小学校学校歯科医に委嘱します

河野弘之  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

中川幹也  
 亀岡市立城西小学校学校歯科医に委嘱します

池田利夫  
 亀岡市立詳徳小学校学校歯科医に委嘱します

前田文義  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校歯科医に委嘱します

安井明平  
 亀岡市立亀岡中学校学校歯科医に委嘱します

永田篤司  
 亀岡市立南桑中学校学校歯科医に委嘱します

西田幸弘  
 亀岡市立育親中学校学校歯科医に委嘱します

中川博友  
 亀岡市立東輝中学校学校歯科医に委嘱します

吉田龍兒  
 亀岡市立大成中学校学校歯科医に委嘱します

岡本眞和  
 亀岡市立詳徳中学校学校歯科医に委嘱します

植村正敏  
 亀岡市立亀岡川東学園学校歯科医に委嘱します

片山徹  
 亀岡市立亀岡小学校学校薬剤師に委嘱します

尾崎麻理  
 亀岡市立安詳小学校学校薬剤師に委嘱します

片山徹  
 亀岡市立東別院小学校学校薬剤師に委嘱します

廣瀬裕之  
 亀岡市立西別院小学校学校薬剤師に委嘱します

岩田雅司  
 亀岡市立曾我部小学校学校薬剤師に委嘱します

望月英孝  
 亀岡市立吉川小学校学校薬剤師に委嘱します

上田耕士  
 亀岡市立蒔田野小学校学校薬剤師に委嘱します

神田孝泰  
 亀岡市立本梅小学校学校薬剤師に委嘱します

平野朋和  
 亀岡市立畑野小学校学校薬剤師に委嘱します

中川喜よ美  
 亀岡市立青野小学校学校薬剤師に委嘱します

中西暢之  
 亀岡市立大井小学校学校薬剤師に委嘱します

國代一祥  
 亀岡市立千代川小学校学校薬剤師に委嘱します

薄刃晴彦  
 亀岡市立保津小学校学校薬剤師に委嘱します

高村千咲  
 亀岡市立つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

石野陽一  
 亀岡市立城西小学校学校薬剤師に委嘱します

一ノ瀬優衣  
 亀岡市立詳徳小学校学校薬剤師に委嘱します

山口徳人  
 亀岡市立南つつじヶ丘小学校学校薬剤師に委嘱します

江頭美来  
 亀岡市立亀岡中学校学校薬剤師に委嘱します

水落明子  
 亀岡市立南桑中学校学校薬剤師に委嘱します

齋藤均  
 亀岡市立育親中学校学校薬剤師に委嘱します

水落明子  
 亀岡市立東輝中学校学校薬剤師に委嘱します

池田将吾  
 亀岡市立大成中学校学校薬剤師に委嘱します

高本亜由美  
 亀岡市立詳徳中学校学校薬剤師に委嘱します

寺田希久子  
 亀岡市立亀岡川東学園学校薬剤師に委嘱します

中澤 猛

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

森 永 正 幸

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
ます

任期は令和6年4月30日までとします

令和5年4月1日

谷 口 浩 之

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

平 井 眞 理 子

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
ます

任期は令和6年4月30日までとします

令和5年4月3日

相 馬 博 美

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

谷 口 陽 平

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
ます

任期は令和6年4月30日までとします

令和5年4月5日

迫 間 勝 樹

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

義 永 直 巳

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
ます

任期は令和6年4月30日までとします

令和5年4月11日

辻 香

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱を  
解きます

南 真 帆

亀岡市いじめ問題対策連絡協議会委員に委嘱し  
ます

任期は令和6年4月30日までとします

令和5年4月14日

迫 間 勝 樹

亀岡市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱を  
解きます

義 永 直 巳

亀岡市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱し  
ます

任期は令和6年12月2日までとします

令和5年4月26日

**選挙管理委員会欄****告 示**

亀岡市選挙管理委員会告示第44号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙における投票管理者を次のとおり変更した。

令和5年4月5日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

選挙区	変更後		変更前	
	住所	氏名	住所	氏名
第29投票区	省略	廣瀬 功	省略	廣瀬 哲雄

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第45号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

令和5年4月6日

亀岡市選挙管理委員会委員長 俣野健一郎

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第46号

令和5年4月9日執行の京都府議会議員一般選挙の開票の日時を次のように変更する。

令和5年4月9日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 俣野健一郎

開票日時 令和5年4月9日  
午後8時55分

「掲示済」

## 公平委員会欄

### 規則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

亀岡市公平委員会  
委員長 深澤則夫

亀岡市公平委員会規則第2号

職員からの苦情相談に関する規則  
の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成18年亀岡市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項本文又は第22条の5第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日から令和14年3月31日までの間に離職した職員に対するこの規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第2条の規定の適用については、同条第1項第2号中「又は第22条の5第2項」とあるのは、「若しくは第22条の5第

2項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。

「揭示済」

## 農業委員会欄

### 公 告

亀岡市農業委員会公告第4号

令和5年4月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年4月4日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和5年4月7日（金）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 302・303会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
  - ・報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
  - ・報告第3号 農地法第4条第1項第9号の適用除外届出書の受理について
  - ・報告第4号 農地の形状変更の届出について

て

「揭示済」

亀岡市農業委員会公告第5号

令和5年5月定例総会を下記のとおり公告する。

令和5年4月28日

亀岡市農業委員会  
会長 神崎 弥

記

- 1 日 時  
令和5年5月8日（月）  
午後1時30分から
- 2 場 所  
亀岡市役所 202・203会議室
- 3 議 題
  - ・第1号議案 農地法第18条第6項の規定による通知の承認について
  - ・第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
  - ・第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
  - ・第4号議案 非農地証明交付について
  - ・報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について
  - ・報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について
  - ・報告第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明交付について

「揭示済」

上下水道部欄

告 示

亀岡市上下水道部告示第14号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方  
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階  
地銀ネットワークサービス株式会社  
提携コンビニエンスストア  
MMK設置店 暮らしハウス  
スリーエイト 生活彩家  
セイコーマート セブシーイレブン  
タイエー デイリーヤマザキ  
ニューヤマザキデイリーストア  
ハセガワストア ハマナスクラブ  
ファミリーマート ポプラ  
ミニストップ  
ヤマザキスペシャルパートナーショップ  
ヤマザキデイリーストアー ローソン  
ローソンストア100
- 2 委託した収納事務  
亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のコンビニエンスストア収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり料金収納事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和5年4月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号  
日本橋日銀通りビル5階  
地銀ネットワークサービス株式会社  
提携会社

LINE Pay株式会社

PayPay株式会社

2 委託した収納事務

亀岡市上下水道事業に係る公金（水道料金、下水道使用料及び水道メーター使用料）のスマートフォン等の電子機器による決済サービス収納事務委託

3 委託期間

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

「揭示済」

市立病院欄

告示

亀岡市立病院告示第1号

地方自治法第231条の2の規定に基づく、亀岡市病院事業会計規程第28条の規定による指定代理納付者を次のとおり指定したので告示する。

令和5年4月1日

亀岡市病院事業管理者 田中宏樹

1 指定代理納付者の名称等

(1) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地  
京都クレジットサービス株式会社  
代表取締役 多賀野博一

(2) 京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町731番地  
京銀カードサービス株式会社  
代表取締役 多賀野博一

2 指定代理納付者による納付を認める歳入の範囲

亀岡市立病院における診療に係る使用料及び手数料

3 指定期間

令和5年4月1日から  
令和6年3月31日まで

「揭示済」